

みんなで つなぐ

食育のまち とだ

戸田市食育推進計画



平成23年3月

戸田市



# はじめに



## ～みんなでつなぐ食育のまちとだへ～

戸田市長 神保国男

平成17年に食育基本法が施行されてから5年が経過しました。

この間、国や県は、食育の取り組みを進め、最近では、日常的に「食育」という言葉を目にした  
り、よく耳にする機会も増え、多くの方に食育が知られるようになりました。

本市では、これまで、栽培・収穫体験、地産地消の推進、料理教室、食の講習会など、幅広く食育の推進に取り組んでまいりました。また、市民の皆さんも、それぞれの立場で食育への取り組みを推進されています。しかし、今後は、市民、企業、行政など、地域をになう様々な主体が協力して食育を推進する体制を構築することが重要であると考えます。そこで、「戸田市食育推進計画」を策定し、本市の「食」の現状を基に、取り組み内容を整理し、明確な目標指標を設定しました。本計画の実行により、今まで以上に高い成果を求めてまいります。

本計画の策定を契機とし、さらに多くの皆さんに食育への関心を高め、理解を深めていただくとともに、活動に参加していただくことを期待するものです。

さて、平成23年度から戸田市第4次総合振興計画がスタートします。その基本理念の一つとして、「市民が主体的にまちづくりに参画できるまち」を掲げています。一人でも多くの皆さんに本計画を知っていただきたいと考えています。すべての関係者が一致協力して食育推進の活動に取り組むことができれば、市民の皆さんの生涯にわたる健全な心身と豊かな人間性の構築が図られ、ひいては、本市が魅力あるまちとして、発展することにつながるものと思います。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をお寄せいただいた市民会議の皆様、アンケートにご協力いただいた皆さん、そして策定委員会をはじめとする関係者の皆様に、心から感謝を申し上げ、あいさつとさせていただきます。

平成23年3月



# 目 次

<b>第1章 計画策定の趣旨</b> .....	1
第1節 策定の背景 .....	2
第2節 基本的な考え方 .....	3
1 計画の位置づけ .....	3
2 基本的な視点 .....	4
3 計画の期間 .....	4
<b>第2章 戸田市の概要、食に関する現状と課題</b> .....	5
第1節 戸田市の概要 .....	6
第2節 食に対する意識 .....	9
第3節 健康を支える「食」 .....	11
第4節 心をつなぐ「食」 .....	17
第5節 循環する「食」 .....	23
<b>第3章 戸田市が目指す食育</b> .....	29
第1節 基本理念 .....	30
第2節 目標・取り組み .....	32
第3節 目標値 .....	38
<b>第4章 推進体制と進行管理</b> .....	41
<b>資料編</b> .....	43
1 策定経過 .....	44
2 戸田市食育推進計画策定委員会要綱及び委員名簿 .....	45
3 戸田市食育推進計画庁内検討委員会要綱及び委員名簿 .....	47
4 関連法規 .....	49
5 戸田市食育推進計画アンケート調査結果概要 .....	55
6 食育に関する各課取り組み状況 .....	58
7 戸田市食育推進計画市民会議報告書 .....	63
8 戸田市食育推進検討委員会報告書 .....	70



# 第1章 計画策定の趣旨

# 第1章 計画策定の趣旨

## 第1節 策定の背景

「食」は、健康な身体をつくることはもとより、人が生きていく上で欠かせない命の源です。

近年、「食」をとりまく社会環境や自然環境が大きく変化するとともに、ライフスタイルの多様化に伴い家庭の食生活も大きく変化し、「食」にまつわる様々な問題が生じています。

朝食の欠食、野菜の摂取不足に代表される食習慣の乱れや栄養の偏りが生じることにより、肥満や生活習慣病の増加のみならず、過度のやせなどの問題も指摘されています。加えて、食を通じた人と人との関わりも希薄になり、家庭が食の経験をする場として役割を果たせなくなってきました。伝統的な行事食などの日本の食文化の伝承も難しい状況にあります。

また、遺伝子組み換え食品や輸入食品が増え、食の安全性への不安が高まっていますが、食に関する情報があふれ、信頼できる情報に基づく適切な判断ができず、情報に惑わされている状況も見受けられます。さらに、先進国の中で食料自給率が最低水準であること、食べ残し・賞味期限切れなどによる食品の大量廃棄など、資源や環境に関わる問題も生じています。

こうした背景のもと、国は「生涯にわたり健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむ」ための食育推進を国民運動として取り組むために、平成17年6月に「食育基本法」を、平成18年3月に「食育推進基本計画」を定めました。

埼玉県においては、国の計画を踏まえて、「食を通じた県民の心身の健康増進と、豊かな人間形成を目指すとともに食への感謝の念と理解を深める」の基本理念のもと、平成20年2月に「埼玉県食育推進計画」を策定しました。戸田市においても、食をとりまく現状は、国や県と同様に様々な問題があると認識しており、国、県の計画を踏まえて「戸田市食育推進計画」を策定することにしました。

戸田市においては、食に関わりのある事業について、これまでも各課で取り組んできた経緯があります。まず、平成20年度は、庁内各課に食に関係する事業の有無や内容を照会し、庁内の取り組み状況を把握しました。

平成21年度は、公募市民13人による「戸田市食育推進計画市民会議」を開催し、戸田市の食の現状をよりよくするアイデアを「市民の声」として提案していただきました。また、庁内の栄養関係職員を中心とした「戸田市食育推進検討委員会」も開催し、業務を通して把握している戸田市民の食の問題について話し合いました。

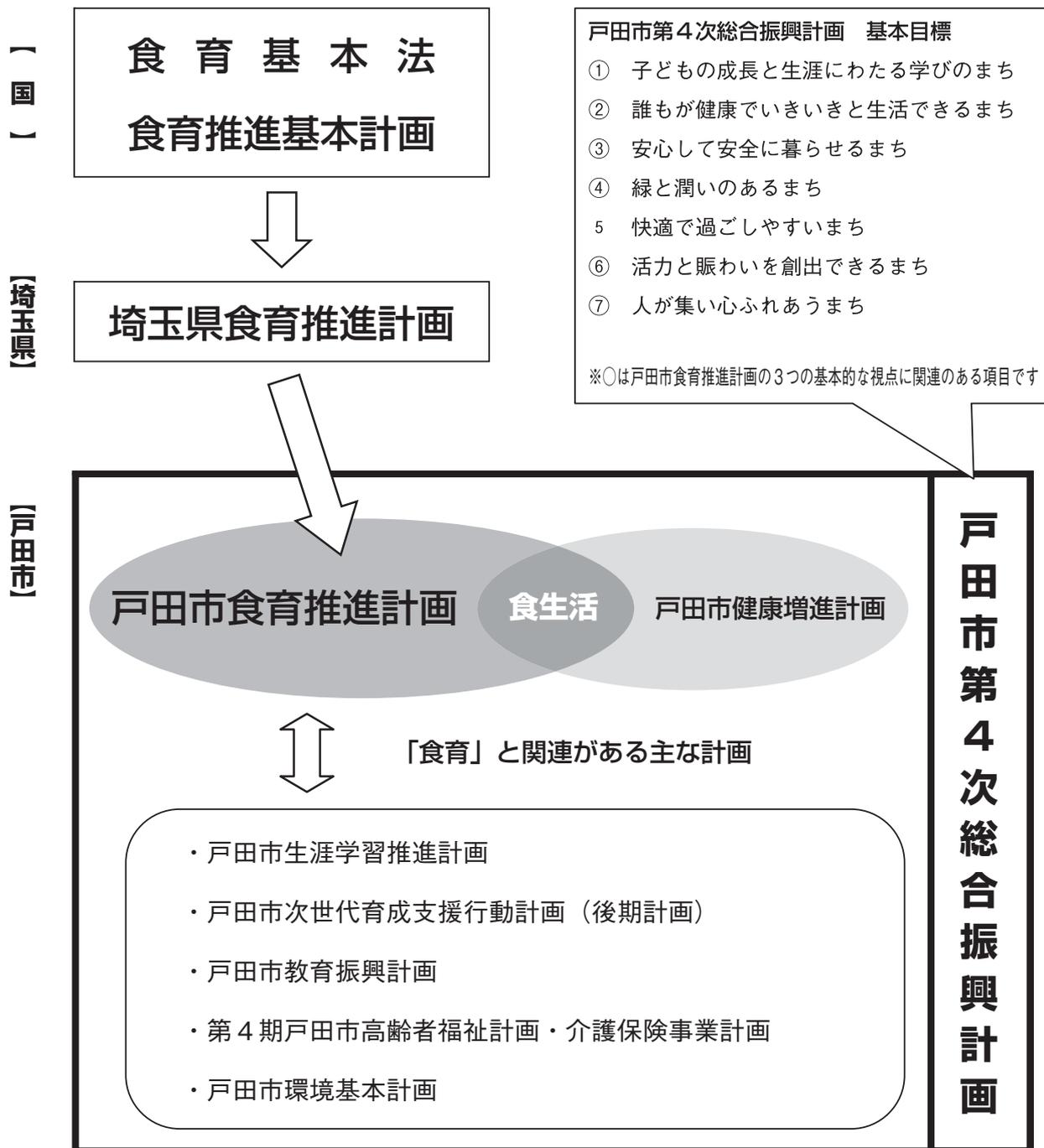
### ～「食育」とは～

- ・生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの
  - ・様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること
- （食育基本法より）

## 第2節 基本的な考え方

### 1 計画の位置づけ

この計画は、食育基本法及び食育推進基本計画に基づく市町村の食育推進計画として、市の「戸田市第4次総合振興計画」の趣旨に沿い、各課の関連計画との調和を図り、策定しました。



## 2 基本的な視点

「食育」は様々な分野に関わりがあり、推進する施策や方法も多岐にわたります。

そこで、本市においては、平成21年度に実施した「戸田市食育推進計画市民会議」及び「戸田市食育推進検討委員会」において出された意見を踏まえ、基本的な視点を3つに整理して計画を策定しました。

1つ目は『**健康を支える「食」**』です。生きていく上で身体の健康に大きく関わる食の分野です。内容は多岐にわたりますが、大切な項目として、朝食の欠食、肥満とやせ<sup>\*1</sup>、食事のバランスをとりあげました。また、生涯にわたり食事や会話を楽しむためには、食べ物を身体に取り込む入口である口や歯の健康も重要な項目であると考え、この分野でとりあげました。

2つ目は『**心をつなぐ「食」**』です。「食べること」は単に栄養源を得るというだけでなく、食を通じてコミュニケーションを図ることで精神的に豊かになり、食に関する体験をすることで、「食べる」という行為が、自然の恩恵を受けて動植物の命を受け継ぐことであることを理解し、感謝する気持ちにつながります。そして、食文化を伝承することが世代を超えて心をつないでいくという考え方から、2つ目としてとりあげました。マナーや作法についても人間性を育むことにつながるため、この分野でとりあげました。

3つ目は『**循環する「食」**』です。食料は国内外で生産され、様々な人やルートを介し、私たち消費者の食卓に届きます。食べ残した食品は「ごみ」として廃棄されますが、一部は肥料等に姿を変え、土壌に返すというリサイクル活動もみられるようになりました。このように「つくる」「食べる」「すてる（再利用する）」の流れは途切れることなく行われる活動であるという考え方から3つ目としてとりあげました。食の安全については社会的に問題となっており、「戸田市食育推進計画市民会議」の中でも大変関心高い項目でした。そして、生産、加工、流通、消費など循環のどの段階でも関わりがあるという考え方から、この分野でとりあげました。

なお、『健康を支える「食」』の分野は、「戸田市健康増進計画」の中の「食生活」分野と整合性がとれるよう考慮しました。

## 3 計画の期間

この計画の期間は、平成23年度から平成27年度までの5か年です。

なお、社会情勢の変化もしくは、国の食育推進基本計画に新たな項目等が盛り込まれた場合には、この計画期間内であっても見直す場合があります。

---

\*1 [やせ] 過度に痩せていること。

## **第2章**

### **戸田市の概要、食に関する現状と課題**

## 第2章 戸田市の概要、食に関する現状と課題

### 第1節 戸田市の概要

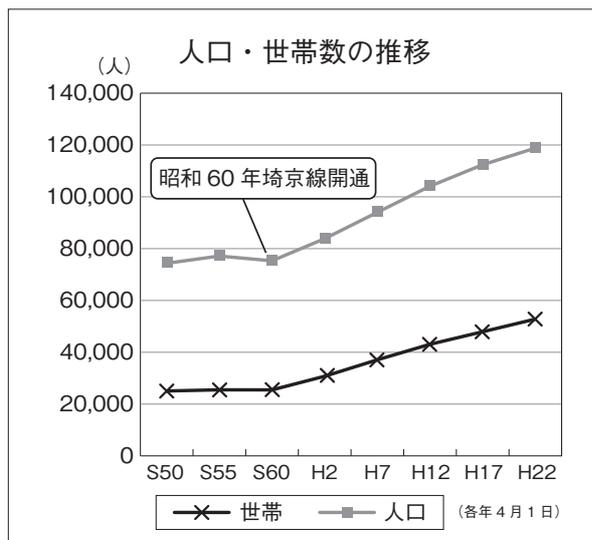


戸田市は埼玉県の南東部に位置し、面積は18.17 km<sup>2</sup>です。首都高速5号線、東京外郭環状道路等の交通網が整備され、JR 埼京線戸田公園駅から新宿まで電車でわずか20分と都心に近い一方、荒川の自然に恵まれ、彩湖周辺に豊かな緑が残る一面もあります。江戸時代には中山道と荒川の交差点である戸田渡船場「戸田の渡し」が設置され、商用公用で行き来する旅人などでにぎわいをみせていました。

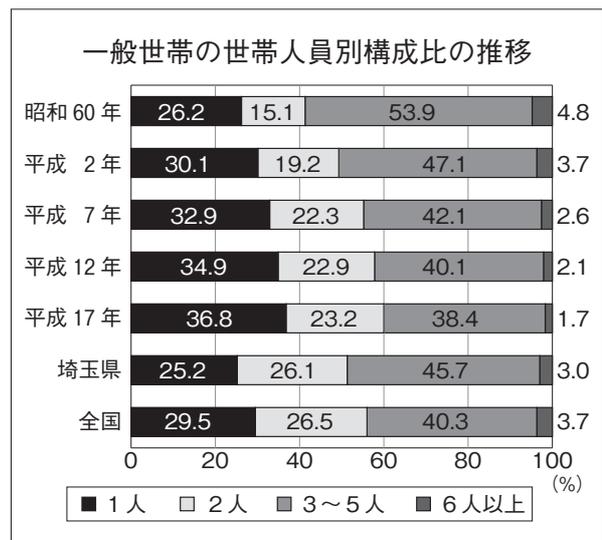
人口は122,251人（平成22年1月1日現在）であり、昭和60年のJR 埼京線開通をきっかけに、人口、世帯数とも増加し、人口は昭和50年の約1.6倍、世帯数は約2.1倍になりました。交通の便もよくベッ

ドタウンであるため、在住者は東京への通勤・通学者が多い一方、印刷関連業や流通産業が盛んなため、さいたま市、川口市、蕨市をはじめ県内居住者が戸田市内の企業等や学校へ通勤・通学している状況があります。

一般世帯の世帯人員別構成比のうち、36.8%が単独世帯であり、埼玉県、全国と比べ単身者が非常に多く、1世帯あたりの人数は昭和48年の2.9人から、平成22年には2.2人と減少しました。「平成21年度統計とだ」によると、戸田市の転入率は8.1%、転出率は7.5%でした。「平成21年版グラフでみる彩の国さいたま」によると、埼玉県の転入率は2.4%、転出率は2.2%であり、戸田市は埼玉県の中でも転出入が多いまちです。

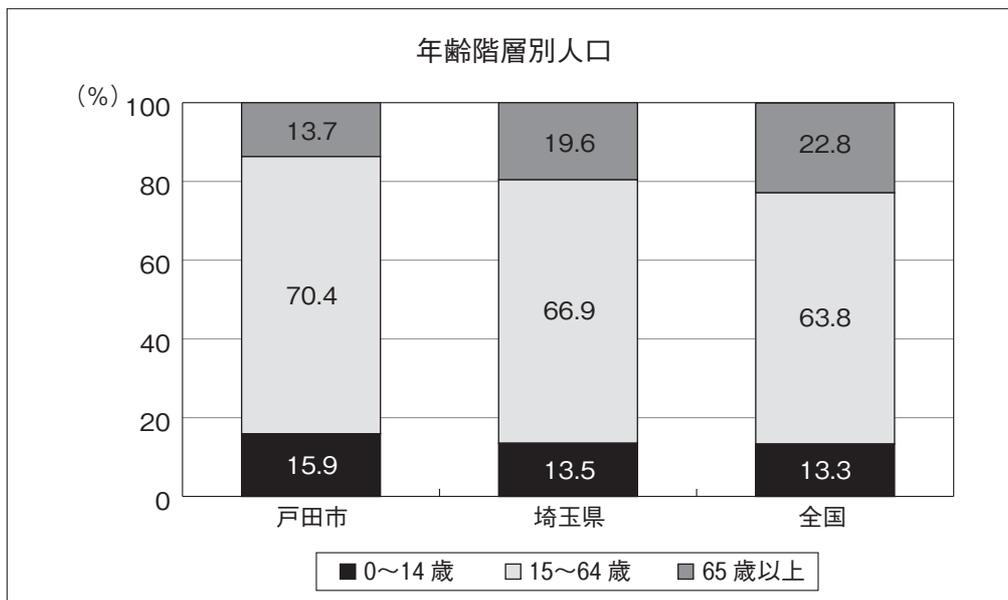


資料：統計とだ（平成21年度戸田市）



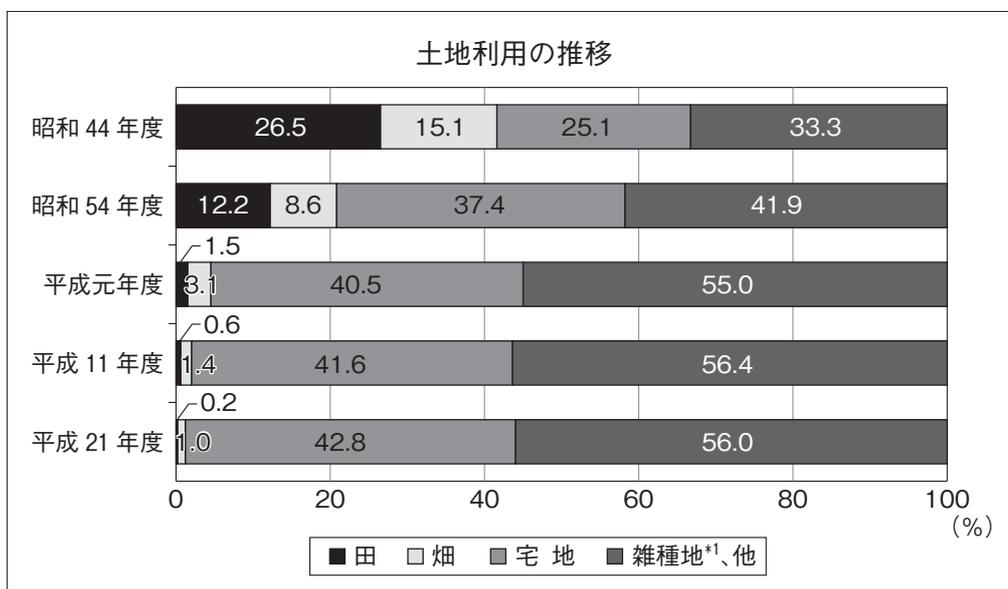
資料：統計とだ（平成21年度戸田市）、平成17年国勢調査（総務省）

平成22年1月1日現在、平均年齢は39.0歳で、埼玉県との43.1歳と比べて4.1歳若くなっています。年齢階層別人口でも、埼玉県、全国と比べ、生産年齢人口である15歳から64歳までの割合が大きく、65歳以上の高齢者の割合は小さい状況があります。



資料：埼玉県町（丁）別人口調査結果報告（埼玉県）、人口推計（総務省）

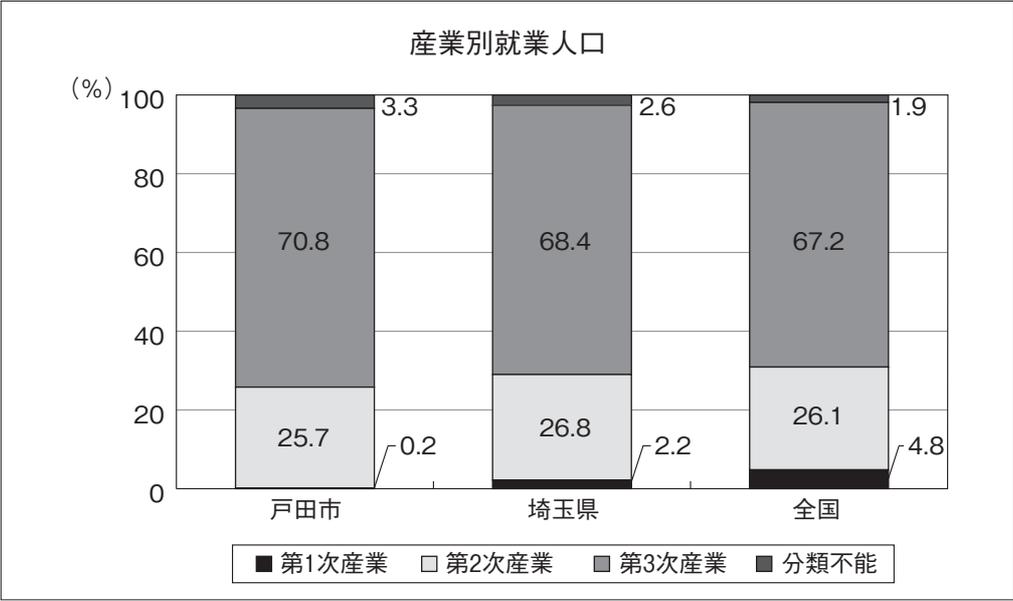
土地利用の推移については、農地の宅地化が進むにつれ、昭和44年には26.5%あった田が平成21年度には0.2%に、畑は15.1%から1.0%に、この40年で大幅に減少しました。



資料：統計とだ（戸田市）

産業別就業人口では、農業、林業、畜産業、水産業など第1次産業に従事する者の割合が0.2%で、埼玉県の2.2%、全国の4.8%と比べ非常に少ない状況です。

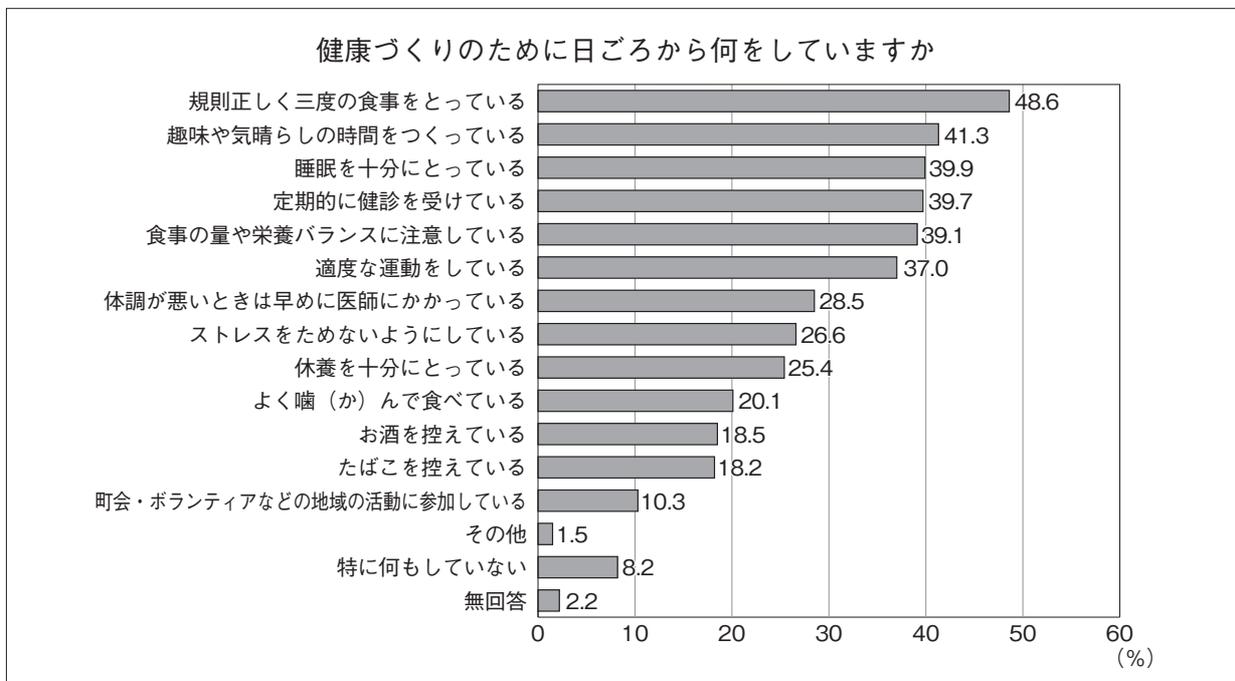
\*1【雑種地】 駐車場や資材置場などいずれの地目にも該当しない土地のことを指し、「他」とは地沼、山林、野原を含む。



資料：平成17年国勢調査（総務省）

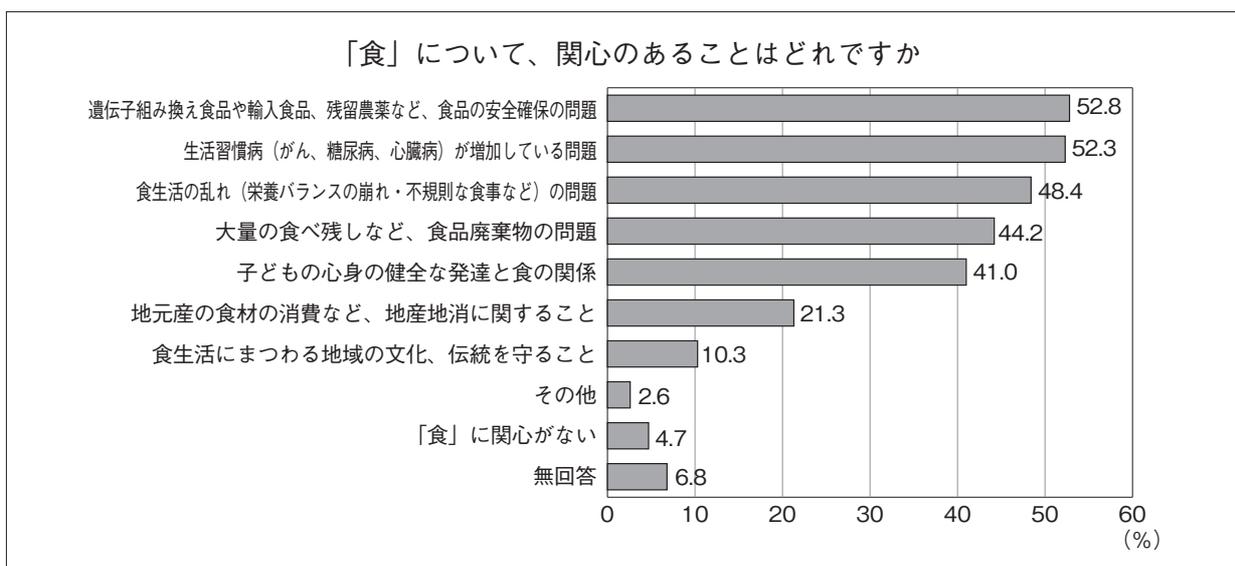
## 第2節 食に対する意識

戸田市健康増進計画アンケート調査では、「健康づくりのために、日ごろから何をしていますか」という問いに、「規則正しく三度の食事をとっている」と答えた人が最も多く48.6%ありました。「食」に関する内容では、「食事の量や栄養バランスに注意している」は39.1%、「よく噛んで食べている」は20.1%の人が取り組んでいると答えました。



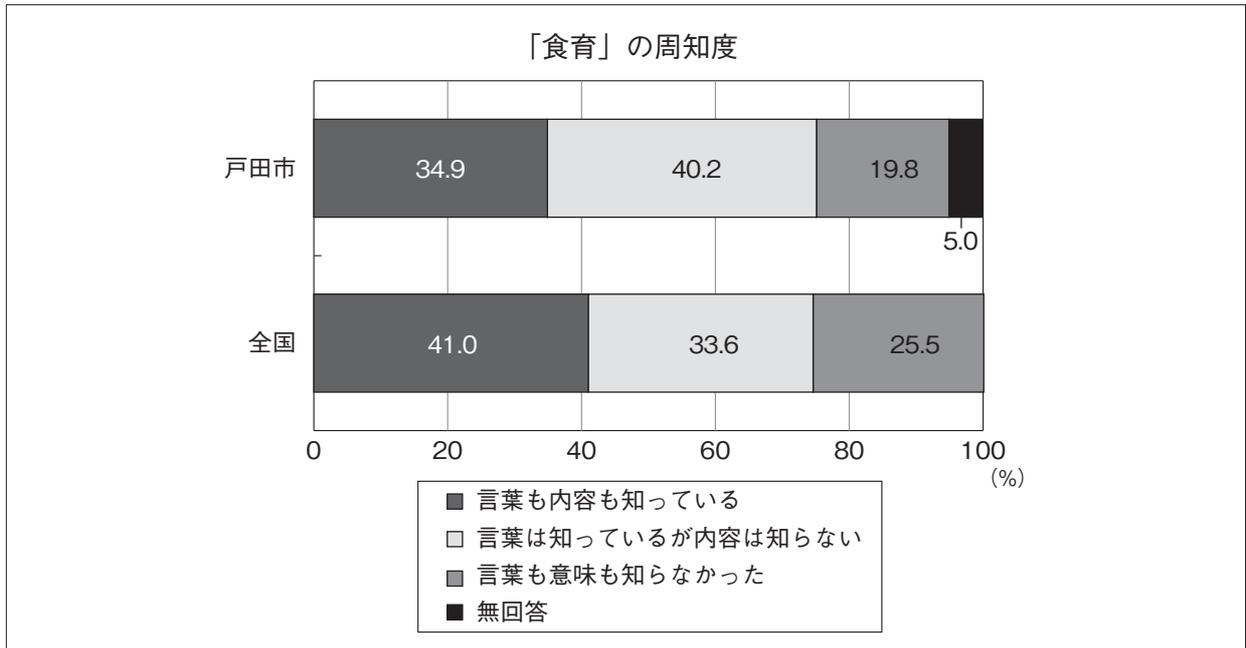
資料：戸田市健康増進計画アンケート調査（平成20年度戸田市）

「食について、関心のあることはどれですか」という問いに対し、「遺伝子組み換え食品や輸入食品、残留農薬などの食の安全確保の問題」が52.8%で最も多く、「生活習慣病が増加している問題」が52.3%、「食生活の乱れの問題」が48.4%と、これらに約半数の市民が関心をもっていました。一方で「食に関心がない」と答えた人は4.7%でした。



資料：戸田市健康増進計画アンケート調査（平成20年度戸田市）

「食育」の周知度に関しては、「食育」という言葉を知っている人は75.1%で、全国と同様でしたが、「言葉も内容も知っている」と答えた人は34.9%で、全国と比べ6.1ポイント少ない状況でした。



資料：戸田市健康増進計画アンケート調査（平成20年度戸田市）、食育に関する意識調査報告書（平成21年5月公表内閣府）

【 課 題 】

戸田市民が健康づくりのために日ごろから行っていることの多くに「食」が関係しており、「遺伝子組み換え食品・輸入食品・残留農薬など食品の安全確保の問題」、「生活習慣病（がん、糖尿病、心臓病）が増加している問題」、「子どもの心身の健全な発達と食の関係」などに高い関心がありました。

しかし、「食育」という言葉は知っていても、内容まで知っている市民が全国と比べ少ないので、「食育」について知っている市民を増やすことが課題です。

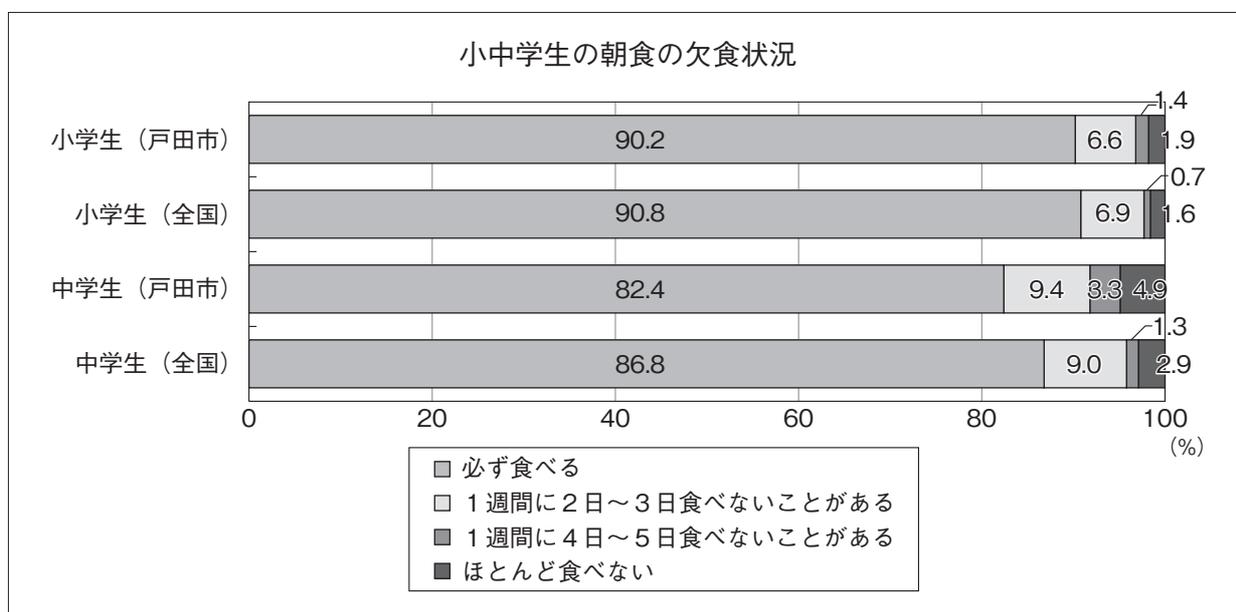
## 第3節 健康を支える「食」

### 1 朝食の欠食（食習慣の乱れ）

#### <子ども>

3歳6か月児健診受診者（平成18年4月～平成21年8月）においては、朝食の欠食が0.3%の割合でみられました。厚生労働省が行った平成17年度乳幼児栄養調査では、4歳未満の子どもで「欠食がみられる」割合は9.4%、「ほとんど食べない」割合は2.0%ありました。

小中学生に行った朝食の欠食についてのアンケート調査では、欠食があるのは小学生9.8%、中学生17.6%でした。小学生は全国と変わらない状況ですが、中学生は全国に比べ高い状況です。グラフには示していませんが、小学1年生では既に9.9%に欠食があります。また、小学生の間は横ばいですが、中学生は1年生で15.4%、2年生で18.4%、3年生で19.2%と学年が上がるにつれ欠食の割合が増加しています。

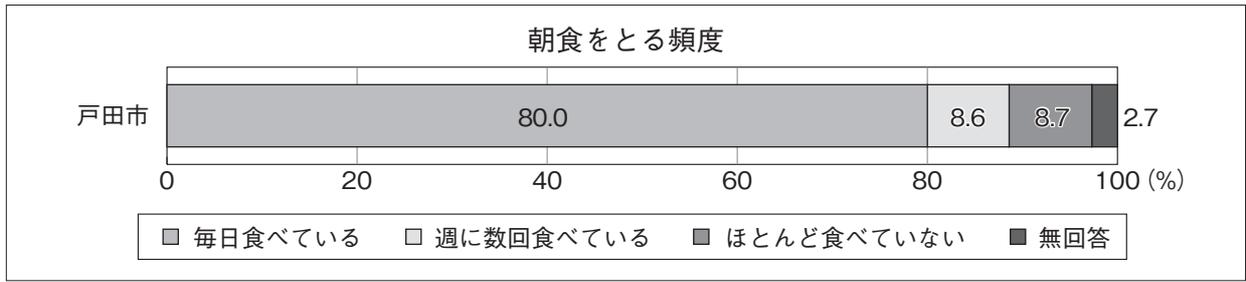


資料：「教育に関する3つの達成目標」の効果の検証「体力」に関するアンケート結果より抜粋（平成20年度戸田市）、児童生徒の食事状況等調査結果報告書（平成19年度独立行政法人日本スポーツ振興センター）

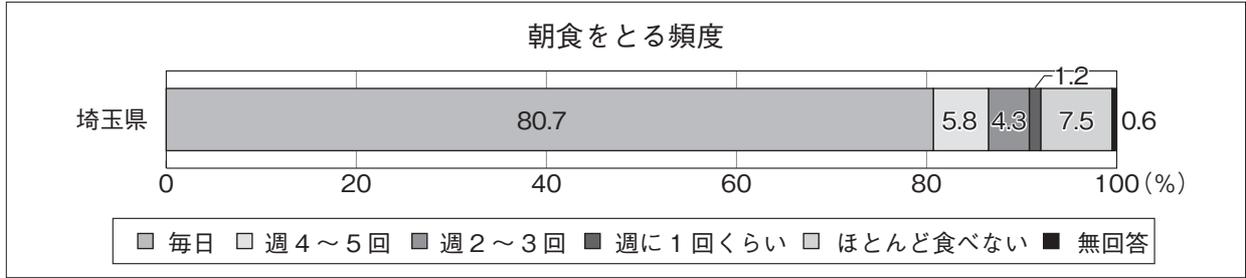
#### <大人>

戸田市健康増進計画アンケート調査では、朝食をとる頻度について「週に数回」「ほとんど食べない」と回答した人は全体で17.3%でした。年代別にみると、男性では20歳代は48.2%、30歳代は46.1%が、女性では20歳代は38.4%が「週に数回」「ほとんど食べない」と回答している一方、70歳代以上では、「週に数回」「ほとんど食べない」と回答した人は5.5%であり、特に若い世代で欠食傾向がありました。

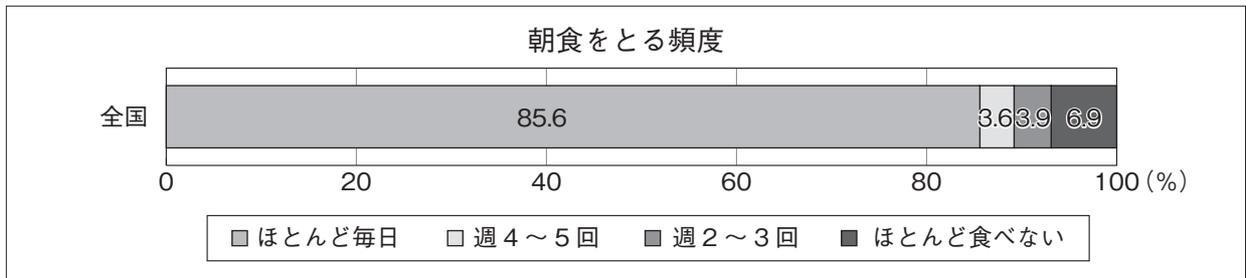
「ほとんど食べない」と回答した人は、戸田市では8.7%あり、埼玉県の7.5%、全国の6.9%と比べ高い状況です。



資料：戸田市健康増進計画アンケート調査（平成20年度戸田市）



資料：平成21年県民の健康に関する意識及び実態調査報告書（埼玉県）



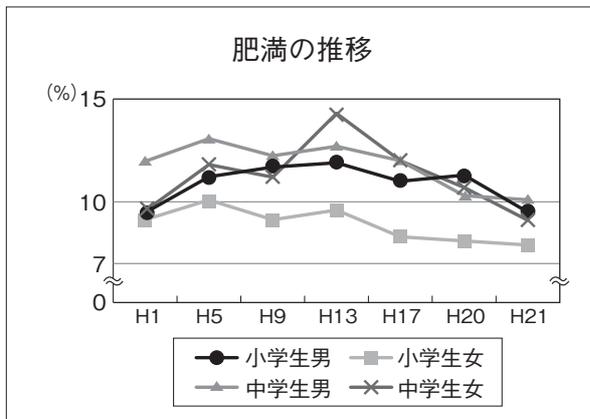
資料：食育の現状と意識に関する調査報告書（平成22年3月公表内閣府）

## 2 肥満とやせ

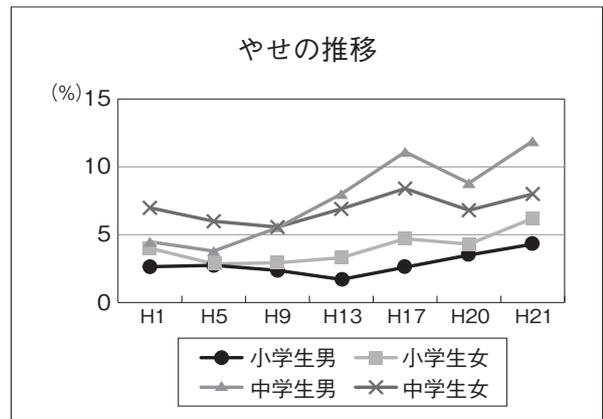
### <子ども>

戸田市学校保健会報では、平成元年度から平成21年度までの約20年間、小学生の肥満<sup>\*1</sup>は約10%、中学生の肥満も約10%で、大きな変化なく推移しています。

小学生のやせ<sup>\*2</sup>は、平成元年度の3.3%から平成21年度には5.2%へ、中学生は、平成元年度の5.7%から平成21年度には10.0%へと、やせの割合が増加しています。



資料：戸田市学校保健会報（戸田市）



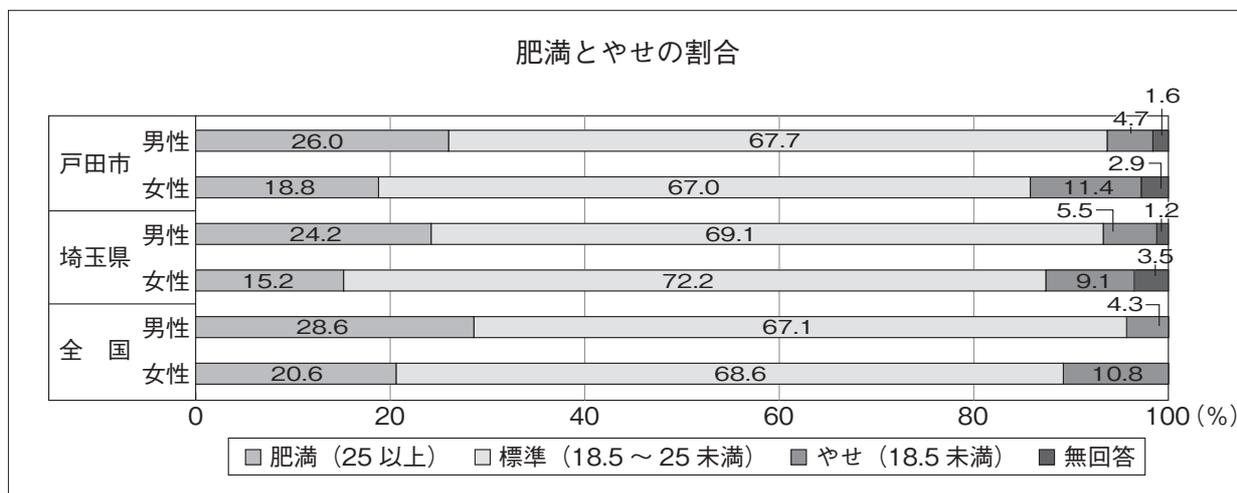
資料：戸田市学校保健会報（戸田市）

\*1 [子どもの肥満] 肥満度20%以上をいう。肥満度(%) = (体重 - 標準体重) ÷ 標準体重 × 100 標準体重は太田式で算出。

\*2 [子どものやせ] 一般的には肥満度 - 20%以下を言うが、戸田市では肥満度 - 15%未満に設定している。

## <大人>

戸田市健康増進計画アンケート調査では、肥満(BMI\*<sup>3</sup> 25以上)は、男性が26.0%、女性は18.8%であり、埼玉県は男性が24.2%、女性は15.2%、全国は男性が28.6%、女性は20.6%でした。やせ(BMI18.5未満)については、戸田市は男性が4.7%、女性は11.4%、埼玉県は男性が5.5%、女性は9.1%、全国では男性が4.3%、女性は10.8%でした。戸田市の肥満とやせの状況は、男性、女性とも埼玉県、全国と同様の傾向です。



資料：戸田市健康増進計画アンケート調査（平成20年度戸田市）、平成21年県民の健康に関する意識及び実態調査報告書（埼玉県）、国民健康・栄養調査結果の概要（平成20年度厚生労働省）

グラフには示していませんが、戸田市の肥満については、男性は40歳代が37.0%で最も多く、年齢が高くなるにつれ減少し、70歳以上は19.6%となっています。女性は50歳代までは20%未満ですが、60歳代に急増して28.0%となり、男性より多くなります。70歳以上はやや減少し、25.2%でした。

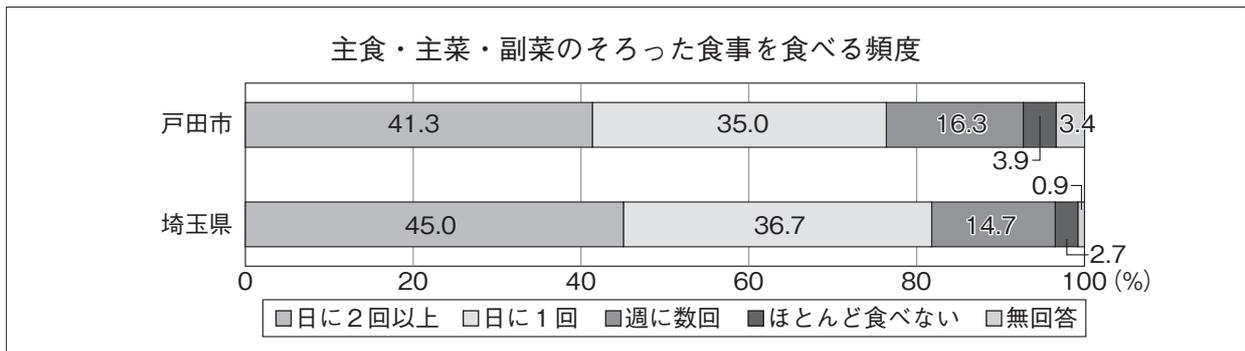
また、やせについては、男性は20歳代が17.2%で最も多いですが、30歳代になると減少し、7.7%となっています。女性は、20歳代で23.3%、30歳代で20.7%とやせの割合が高い状況です。70歳以上では、男性3.3%、女性5.6%であり、男女差はあまり見られませんでした。

## 3 食事のバランス

戸田市健康増進計画アンケート調査では、「あなたは主食・主菜・副菜のそろった食事を食べていますか」という問いに対し「日に2回以上」「日に1回」と回答した人が76.3%あり、埼玉県の81.7%と比べると低くなっています。70歳以上では79.9%が「日に2回以上」「日に1回」と回答していました。

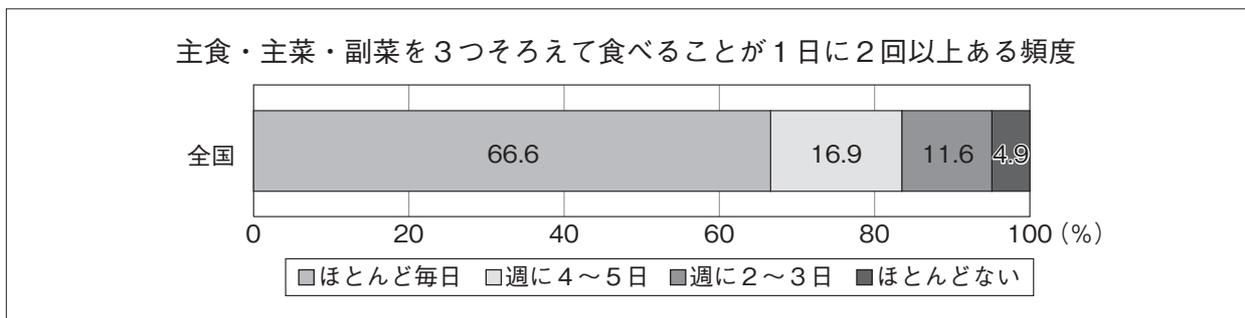
「週に数回」「ほとんど食べない」と答えた人は若い年代ほど高く、20歳代で40.4%、30歳代で30.6%となっています。埼玉県は、20歳代が29.0%、30歳代が20.5%であり、戸田市の方が高くなっています。

\*<sup>3</sup> [BMI] 体格指数。肥満ややせの程度を見る指標。体重 (kg) ÷ 身長 (m) ÷ 身長 (m) で算出する。  
18.5未満：やせ 18.5以上25未満：標準 25以上：肥満



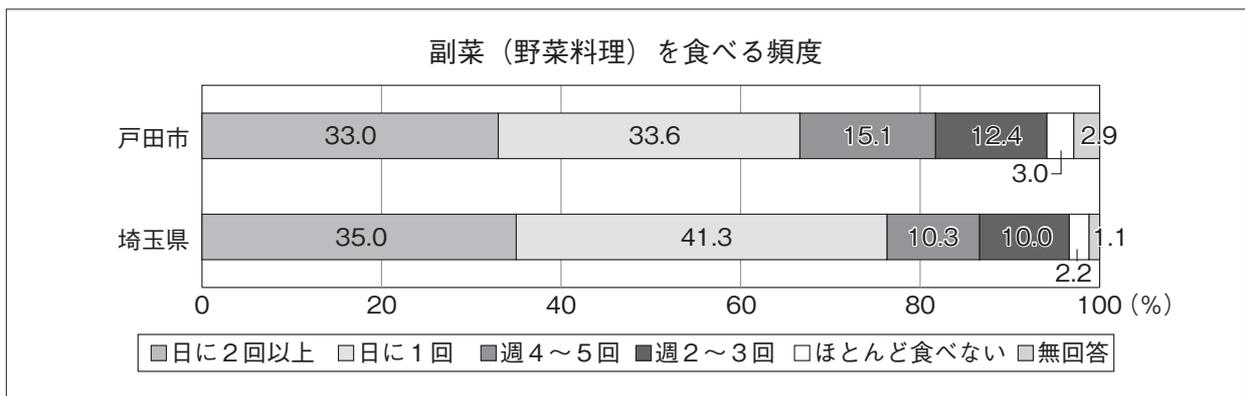
資料：戸田市健康増進計画アンケート調査（平成20年度戸田市）、平成21年県民の健康に関する意識及び実態調査報告書（埼玉県）

全国の調査では、「あなたは主食・主菜・副菜の3つをそろえて食べることが1日に2回以上あるのは週に何日ありますか」という問いに対し、「ほとんど毎日」と答えた人の割合は66.6%でした。



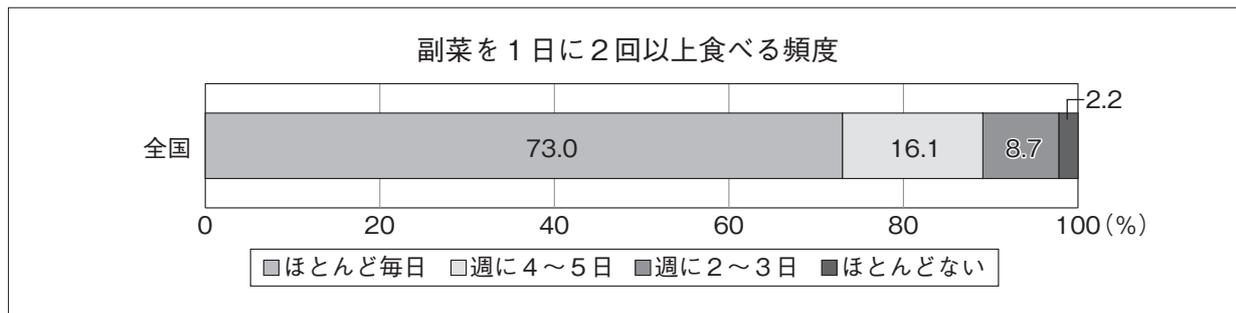
資料：食育の現状と意識に関する調査報告書（平成22年3月公表内閣府）

副菜（野菜料理）を食べる頻度は、毎日食べている人（「日に2回以上」「日に1回」と回答した人）は戸田市では66.6%であり、埼玉県の76.3%に比べると低くなっています。性別では女性が73.2%で、男性の56.2%に比べ、女性の方が1.3倍多く毎日野菜を食べていました。年代別では20歳代の男性が37.9%、女性が58.3%で最も低く、年齢が高くなるほど、食べる頻度は高くなっています。70歳以上では、72.4%が「毎日食べる」と回答していました。



資料：戸田市健康増進計画アンケート調査（平成20年度戸田市）、平成21年県民の健康に関する意識調査及び実態調査報告書（埼玉県）

全国の調査では、副菜を1日に2回以上食べる頻度が「ほとんど毎日」は73.0%でした。



資料：食育の現状と意識に関する調査報告書（平成22年3月公表内閣府）

#### 4 口と歯の健康

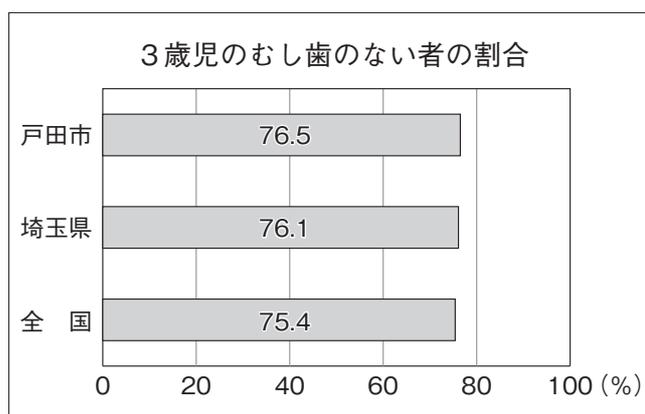
##### <子ども>

3歳児のむし歯のない者の割合は、平成20年度の調査結果では76.5%であり、埼玉県の76.1%、全国の75.4%と同様の状況でした。

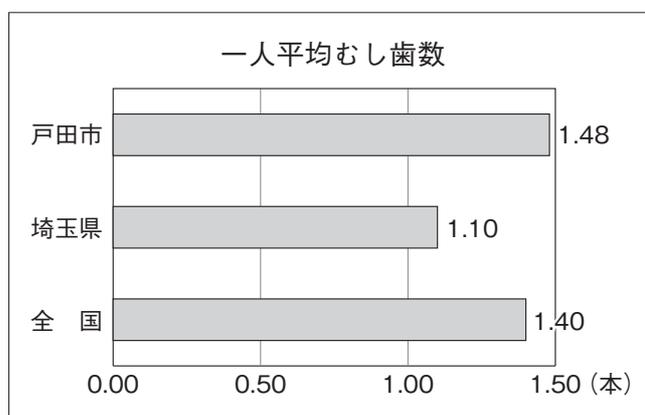
戸田市立健康管理センター年報によると、平成元年度は41.5%であり、ここ20年でむし歯のない者の割合は35.0ポイント増加しました。

12歳児の一人平均むし歯数は、平成21年度は1.48本で、埼玉県は1.10本、全国は1.40本でした。埼玉県より0.38本、全国より0.08本多い状況でした。

一方で、グラフには示していませんが、戸田市においては、平成21年度学校歯科保健状況調査によると、12歳児のむし歯のない者の割合は52.0%であり、文部科学省平成21年度学校保健統計調査による平成21年度の50.3%（全国）と比べ、やや高い状況です。全国の平成5年度は13.6%であり、大幅に改善しました。



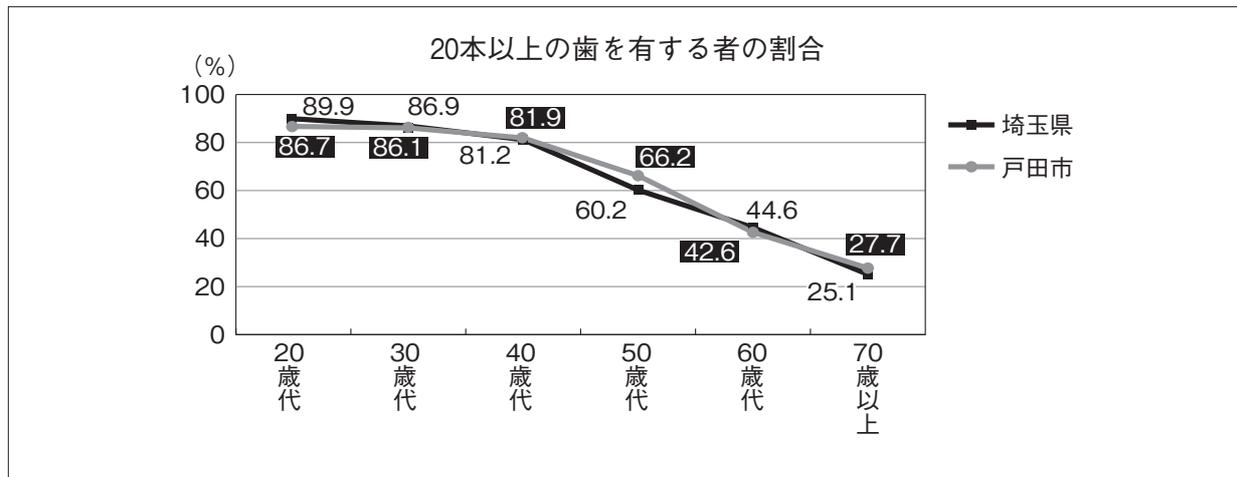
資料：平成21年度埼玉県歯科保健サービスマップデータ集（埼玉県）、母子保健課調べ（平成20年度厚生労働省）



資料：学校保健会報（平成21年度戸田市）、学校保健統計調査（平成21年度埼玉県）、学校保健統計調査—平成21年度結果の概要（文部科学省）

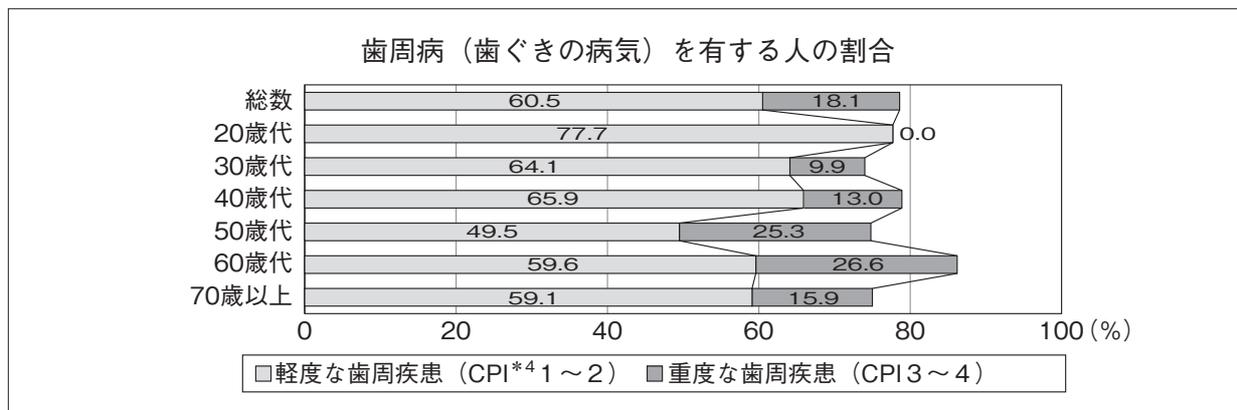
## <大人>

20本以上の歯を有する者の割合は年齢が上がるにつれて減少しており、埼玉県と同様の傾向です。特に50歳以降は急激に減少し、70歳以上は10人中約3人となっています。



資料：戸田市健康増進計画（平成20年度戸田市）、平成21年県民の健康に関する意識及び実態調査報告書（埼玉県）

戸田市立医療保健センター年報によると、歯を失う原因の一つである歯周病を有する者の割合は、軽度の歯周病を有する者を含めると平成21年度は78.6%で、平成元年度の93.9%から約15ポイント減少しました。進行した歯周病を有する者の割合は、平成21年度は18.1%で、平成元年度の69.1%から約1/4に減少しましたが、現在でも約80%の市民に何らかの歯周病があります。



資料：戸田市立医療保健センター年報（平成21年度版戸田市）

### 【課題】

戸田市民は幼児期から欠食が見られ、国や県に比べて欠食率が高い状況です。また、副菜（野菜料理）を食べる頻度も国や県に比べて低い状況です。子どもはやせ、高齢者は肥満の改善が課題です。食事の積み重ねが健康に影響を及ぼすので、子どもの頃から望ましい食習慣をつけることが課題です。

さらに、40歳以降歯周病が増加し、50歳以降「20本以上の歯を有する者の割合」が減少しているので、噛む機能の維持を図ることが課題です。

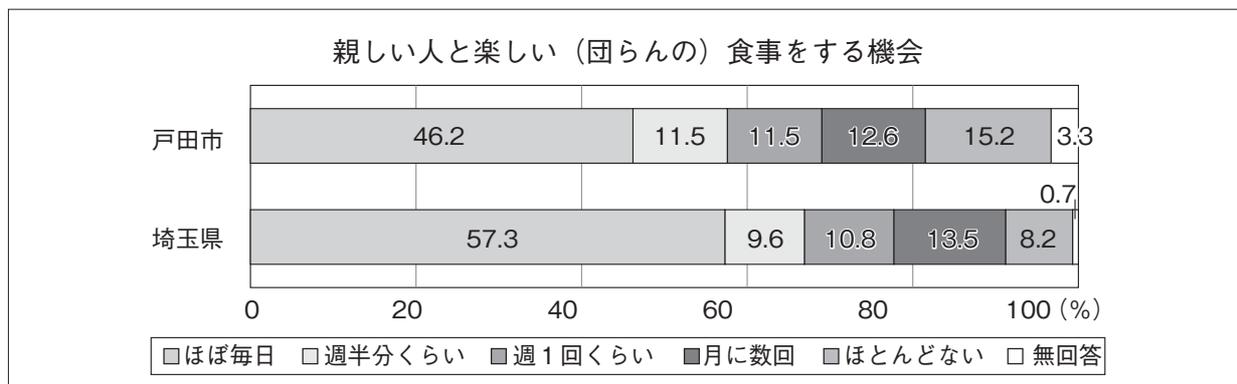
\*4 [CPIコード] 歯周病にかかっている度合の測定法の1つ。0~4の5つの指数で示される。0は健全、1は歯肉出血あり、2は歯石あり、3は浅いポケット、4は深いポケットを示し、1、2は軽度の歯周病、3、4は重度の歯周病を示す。

## 第4節 心をつなぐ「食」

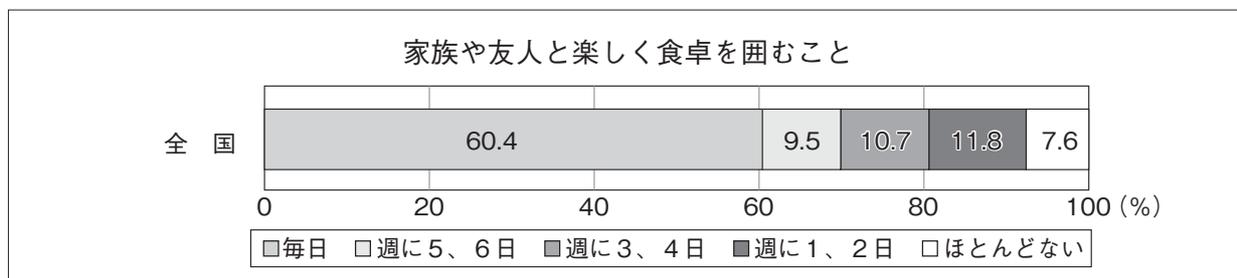
### 1 食事のときの団らん（コミュニケーション）

戸田市健康増進計画アンケート調査では、「団らんをしながらの食事」の機会を「ほぼ毎日」と答えたのは46.2%でした。一方で、「ほとんどない」は15.2%ありました。平成21年県民の健康に関する意識及び実態調査報告書では「ほぼ毎日」は57.3%、「ほとんどない」は8.2%となっていました。内閣府が行ったアンケート調査では、「家族や友人と楽しく食卓を囲むこと」が週5日以上と答えた者は69.9%あり、「ほとんどない」は7.6%でした。

戸田市は埼玉県や全国と比べると、団らんしながらの食事の機会が少ない状況です。



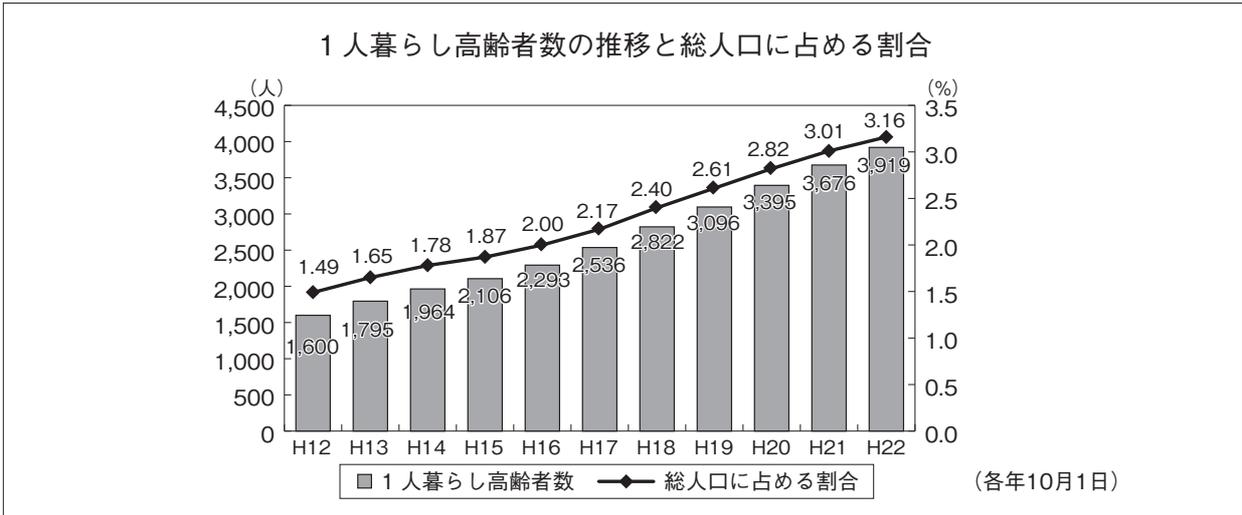
資料：戸田市健康増進計画アンケート調査（平成20年度戸田市）、平成21年県民の健康に関する意識及び実態調査報告書（埼玉県）



資料：食育に関する意識調査報告書（平成21年5月公表内閣府）

公民館や一部の公立保育園においては、家族のコミュニケーションを図るため、親子料理教室を実施しています。

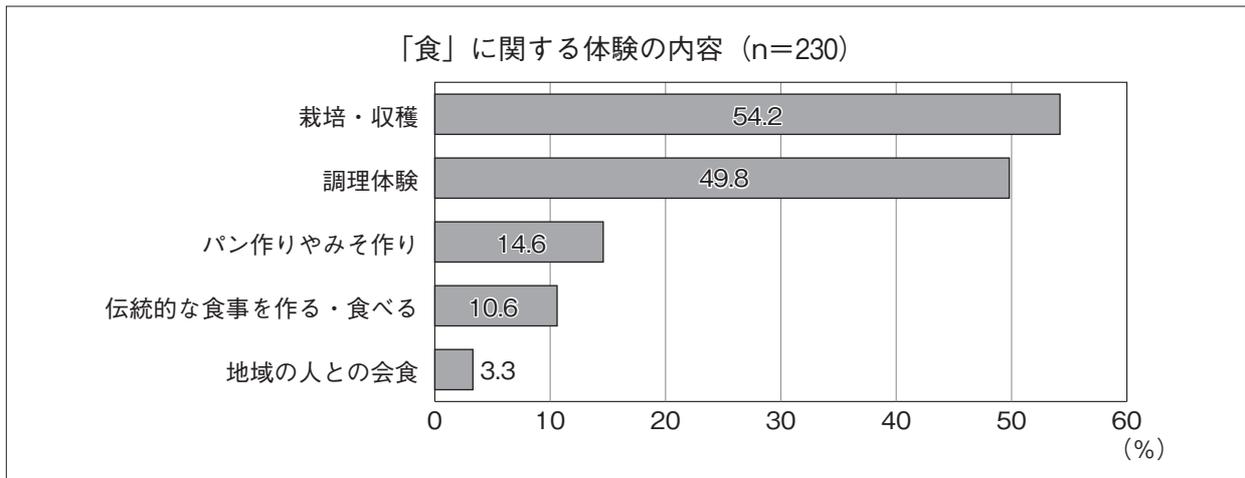
65歳以上の1人暮らしの高齢者数は、平成22年10月1日現在3,919人（長寿福祉課調べ）で、この10年で2倍以上になっています。また、グラフには示していませんが、第4期戸田市高齢者福祉計画・介護保険事業計画によると、高齢者の地域活動の状況をみる一つの指標としての老人クラブ会員数及び加入率（60歳以上人口に占める割合）は、平成12年度の2,601人、16.7%から、平成19年度2,196人、10.1%へと、ともに減少、低下が続いています。



資料：長寿福祉課調べ

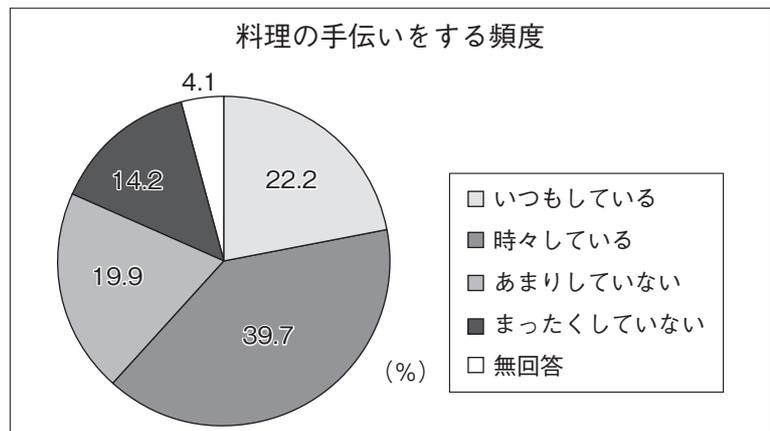
## 2 食に関する体験

戸田市食育推進計画アンケート調査では、幼児をもつ保護者に「食」に関する体験を子どもが行ったことがあるかを聞いたところ、「体験をしたことがある」と答えたのは69.4%でした。体験の内容については、「栽培・収穫」が54.2%で最も多く、続いて「調理体験」が49.8%でした。



資料：戸田市食育推進計画アンケート調査（平成22年度戸田市）

市内すべての小中学生に行った戸田市教育振興計画アンケート調査では、家庭で料理の手伝いをしている児童の割合は、「いつもしている」「時々している」と答えた人は合わせて61.9%であり、「あまりしていない」「全くしていない」と答えたのは合わせて34.1%でした。



資料：戸田市教育振興計画アンケート調査（平成22年度戸田市）

全ての公立保育園では、園庭や畑を利用してピーマン、オクラ、なす、きゅうり、トマト、とうもろこしなどの野菜作りを実践し、体験を通して苦手野菜の克服などにも取り組んでいます。収穫した野菜を利用したのクッキング保育も実施し、調理体験も行っています。また、「体験じゃがいも掘り」や「体験さつまいも掘り」を実施している園もあります。



資料：広報戸田市 平成22年度7月1日号

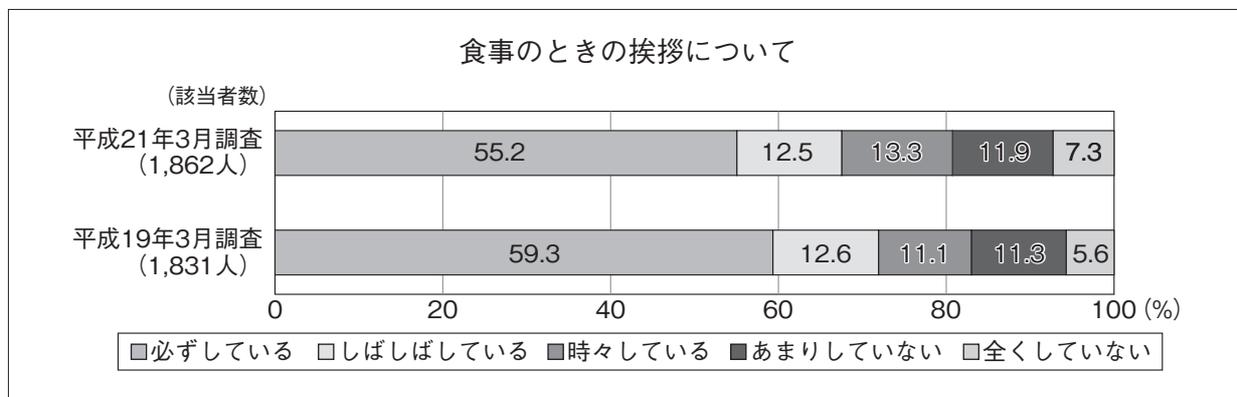
全市民対象の事業としては、姉妹都市である埼玉県美里町でじゃがいもとさつまいも掘り体験を実施しています。毎回多くの参加希望があり、人気のある事業となっています。

市民が野菜の栽培などに取り組む「土に親しむ広場」は、平成22年9月現在で17広場、751区画あり、利用募集時には1区画に対して約2倍の応募状況で、大変人気があります。

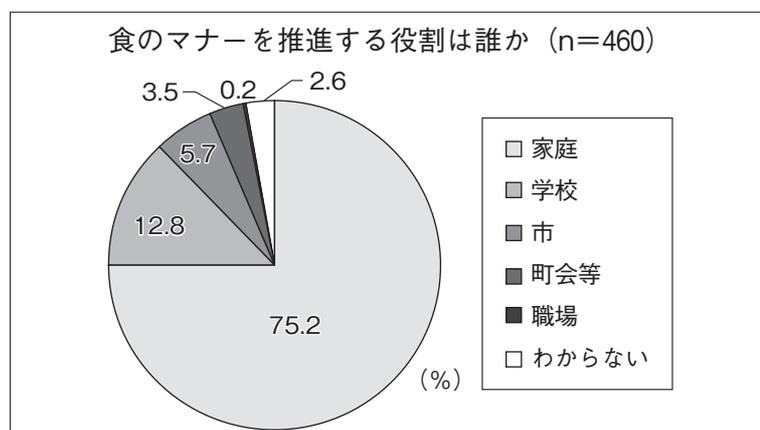
公民館や勤労青少年ホームでは、調理に対する体験の機会を持ってもらおうと、親子で一緒に料理を行う教室やパン教室などの体験講座を実施しています。

### 3 食のマナーや作法

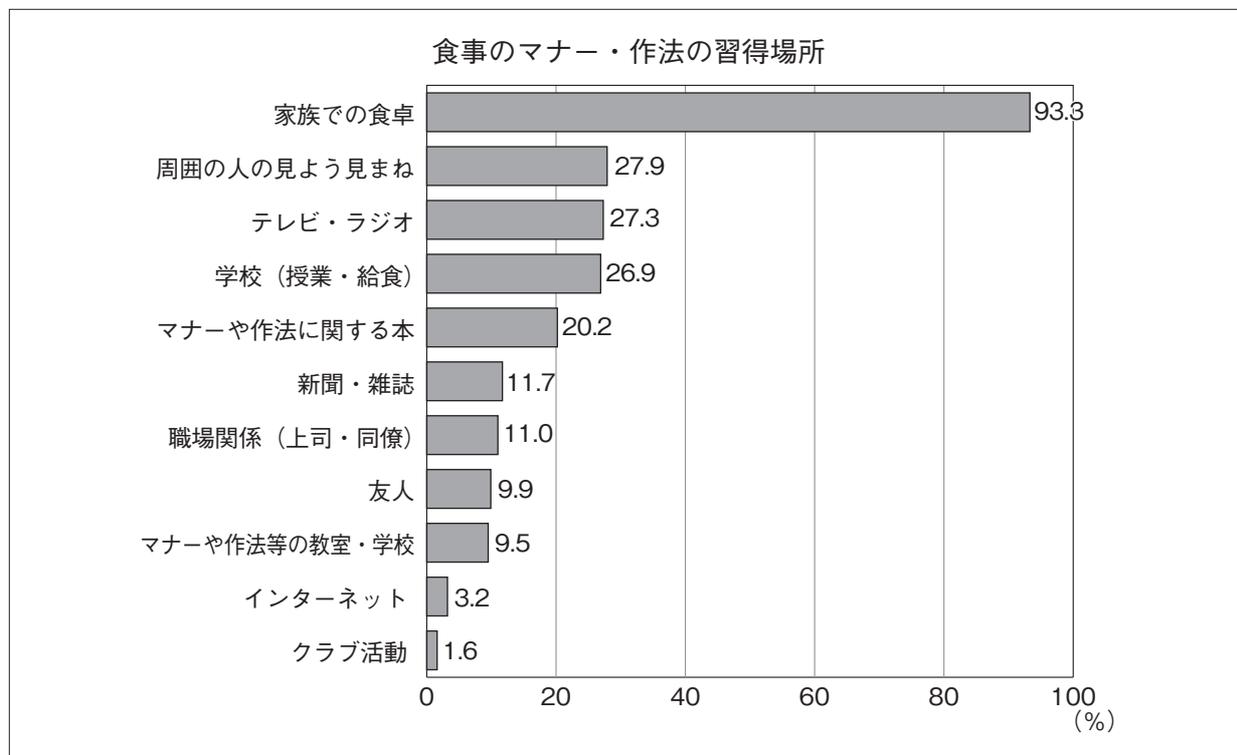
平成21年3月に内閣府が行った食事に関する意識調査によると、食事の挨拶の実践頻度については、「必ずしている」「しばしばしている」「時々している」が合わせて80.9%、「あまりしていない」「全くしていない」が合わせて19.1%でした。平成19年の同様の調査では、それぞれ83.1%、16.9%であり、食事のときに挨拶しなくなっている状況がうかがえます。



戸田市食育推進計画アンケート調査によると、「食のマナーを学ぶことを推進するのは誰の役割だと思いますか」という問いに対し、「家庭」の役割と答えた人が最も多く、75.2%ありましたが、10人に1人は「学校」と答えた人がいました。



食事に関する習慣と規範意識に関する調査報告書によると、食事のマナーを習得した場所について、全体では家庭の食卓が93.3%で最も多く、学校（授業・給食）は26.9%で4番目でした。年代別では、18～19歳においては、家庭が90.8%、学校が42.3%、70歳以上においては、家庭が94.6%、学校が13.8%で、若い人ほど家庭で習得した人が少なく、学校で習得した人が多くなっています。

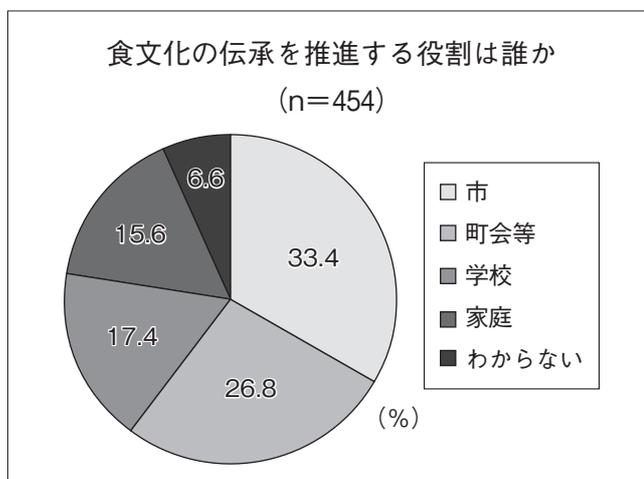


資料：食事に関する習慣と規範意識に関する調査報告書（平成21年5月公表内閣府）

公立保育園では、給食やおやつの場面でいただきます等のあいさつ、箸の持ち方などを子どもたちに伝えています。小学校では、年度初めに、「ただしいはしのもちかた」のパンフレットを配布し、児童に箸の正しい持ち方を周知しています。

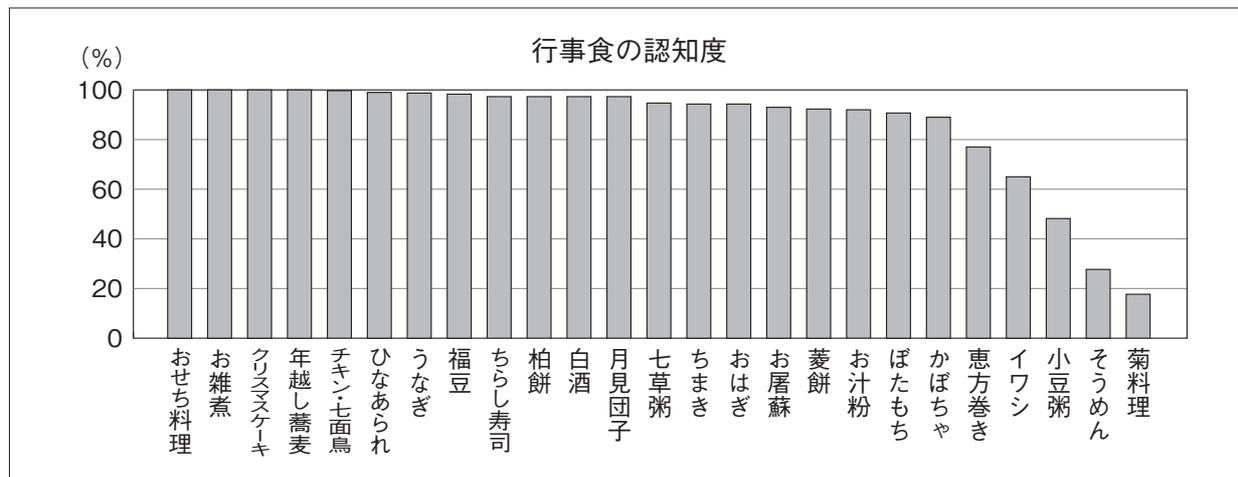
#### 4 食文化の伝承

戸田市食育推進計画アンケート調査によると、「食文化の伝承を推進する役割は誰か」という問いに、「市」の役割だとする回答が33.4%で最も多く、「家庭」という回答は、「町会」、「学校」に次いで15.6%でした。戸田市民は、家庭で食文化を伝承するというより、他の場ですべきと考えている傾向がうかがえます。

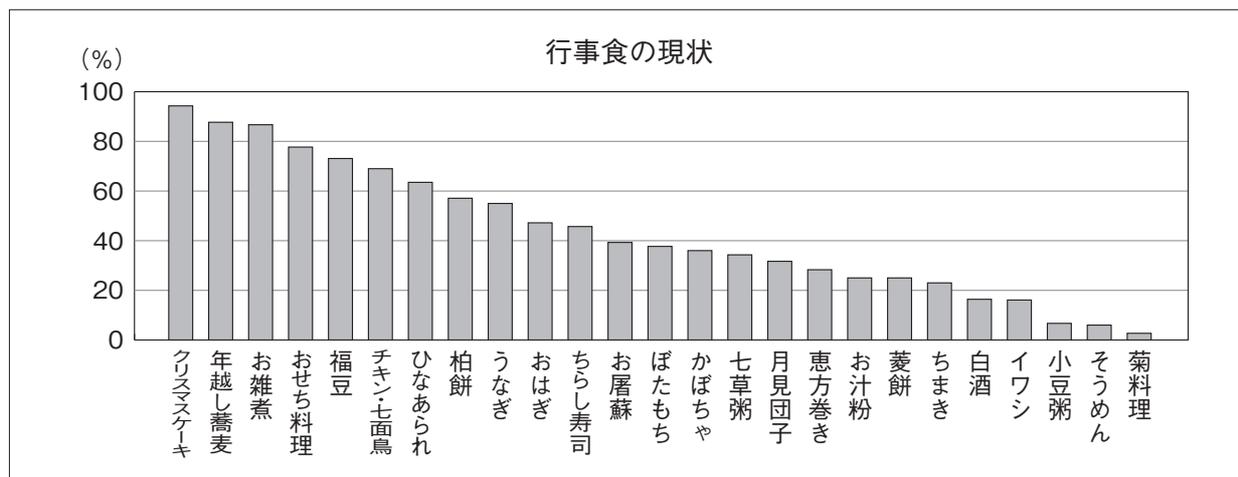


資料：戸田市食育推進計画アンケート調査（平成22年度戸田市）

また、象印マホービン株式会社が平成17年に行った、首都圏で子ども（小中学生）を持つ主婦を対象にした「行事食」に関する調査では、クリスマスケーキ、大晦日の年越し蕎麦、お正月のお雑煮、おせち料理の認知度は100%ですが、毎年家庭で出しているか（現状）については、各々94.3%、87.7%、86.7%、77.7%となっています。節分のイワシの認知度は65.0%、七夕のそうめんは27.7%で、家庭で出している割合（現状）は、各々16.1%、6.0%でした。



資料：「行事食」に関する調査（平成17年象印マホービン株式会社）



資料：「行事食」に関する調査（平成17年象印マホービン株式会社）

埼玉県では、平成5年度から「食文化の伝承活動による地元農産物の普及と農業・農村の振興を図ること」を目的として「ふるさとの味伝承士」の認定を行っており、334人（平成22年11月現在）が認定されていますが、戸田市民の認定はありません。県によると、認定者は県北部の農村地域が多いということです。

戸田市においては、日本の食文化の伝承として、保育園・学校・介護老人保健施設等で、正月はお雑煮、節分にはイワシ料理、3月のひなまつりにはちらし寿司やはまぐりの潮汁など、季節や文化にちなんだ行事食を給食に提供しています。また、保育園では情報の掲示や配布物を通して行事食や季節の食などを伝えています。学校では、給食だよりも、献立のほか、行事食の説明も載せ、児童生徒に食文化を伝えています。

公民館では、日本の文化を学ぶ茶道教室を実施しています。

## 【 課 題 】

親しい人と団らんしながら食事をすることは、単に食べ物から栄養を補給するだけでなく、食卓での会話を通じてコミュニケーションを深める効果があります。しかしながら戸田市民は、親しい人と団らんしながらの食事の機会が、埼玉県や全国に比べ少ない状況があります。さらに、団らんの機会が少ないと考えられる1人暮らし高齢者が増えていることや、地域活動への参加も減少していることから、高齢者のコミュニケーションの機会を増やすことが望まれます。世代間の関わりが持てれば、食文化の伝承なども期待できます。

また、戸田市は農地も農家も少ないため、栽培体験などの機会が少ないと考えられ、学校などで子どもたちが体験する機会を意識的に設けています。保育園、学校などでいろいろな取り組みはしていますが、戸田市として体系的な取り組みにはなっていません。

食事のマナーや作法は家庭の役割だと考えている市民が最も多いですが、学校と考えている市民が約1割います。全国的には、食事のときの挨拶はしない傾向になっています。

食文化の伝承について、民間会社の調査では、行事食は知っていても、一年を通じ家庭で出しているものは限られている現状がうかがえます。戸田市民は、食文化の伝承は家庭より他の場での役割と考えている人が多い傾向があります。

## 第5節 循環する「食」

### 1 食料の生産

#### <戸田市の地産地消>

昭和30年代の戸田市は、埼玉県の伝統野菜でもある「山東菜」を栽培し、霜の降りる前に大きな樽で山東菜を漬け、販売する風景が見られました（市内の農家の話）。昭和40年代は、土地の1/4程度を水田が占め、水田にはトンボ、カエル、ドジョウ、タニシなど様々な生きものが見られました。現在では水田も、畑での山東菜の栽培も、大きな樽で漬物を漬ける風景もなかなか見ることができなくなりました。

2005年農林業センサスによると、戸田市の販売農家数は16戸で昭和55年の262戸から激減しましたが、農地法に基づく平成21年の調査では、さといも、大根、ねぎなど市内農家において26種類の農作物を収穫することができました。平成21年11月に行われた「農(みのり)の秋祭り」では約3,900人の来場者があり、市内農家・姉妹都市などによる産地直送販売を行い、大根や白菜、ねぎなどすべて完売しました。

戸田市内農家の収穫物26種類*1 (農地法に基づく平成21年8月1日調査)	
さといも、大根、ねぎ、白菜、さつまいも、じゃがいも、たまねぎ、きゅうり、なす、大豆、小豆、とうもろこし、しょうが、八つ頭、人参、落花生、山東菜、栗、しそ、かぼちゃ、枝豆、うこん、にんにく、ささげ、キウイ、水稲	

市内の小中学校においては、地産地消の推進として、埼玉県産の食材を使用するよう努力しています。平成19年度から市内農家の協力を得て、生産した農作物を11月の彩の国ふるさと学校給食月間に、給食で使用しています。農作物は天候に左右されやすく、学校給食では食数も多く、急な献立変更が難しいため、使用が難しい場合もありますが、できるだけ子どもたちに地場産の野菜を提供しています。

給食で使用した地場産食材一覧		
年度	食材数	食材名
平成19年度	4品目	さといも、大根、ねぎ、ごぼう
平成20年度	9品目	さといも、大根、ねぎ、ごぼう、白菜、さつまいも、小松菜、じゃがいも、たまねぎ
平成21年度	6品目	さといも、大根、ねぎ、白菜、さつまいも、小松菜

また学校栄養士連絡協議会では、給食に食材を提供している農家にインタビューをし、その内容を各学校に掲示物として配布しています。この取り組みは平成21年度から始まり、子どもたちもどんな人が給食の食材を作ってくれているのかとても興味を持って掲示物を見ています。

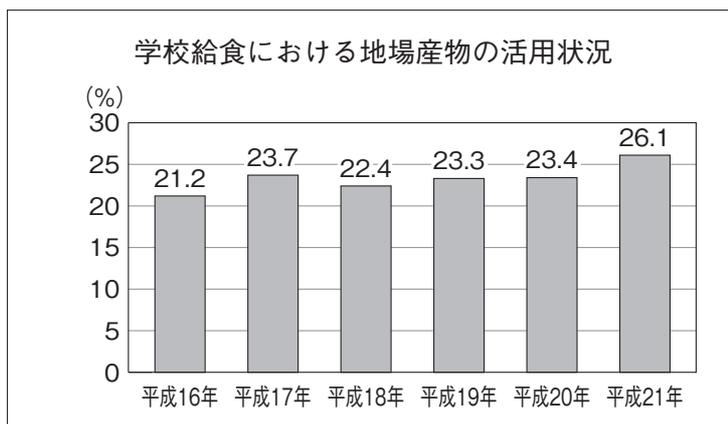


資料：掲示物「とだ市のやさいマップ」(平成21年戸田市)

\*1 [戸田市内農家の収穫物26種類] 収穫場所が市外の田、畑の場合があります。

学校給食における地場産物活用状況調査結果によると、埼玉県で生産、収穫された食材を使用した割合が、平成21年度戸田市は18.5%、埼玉県は19.4%でした。

埼玉県と調査対象は違いますが、全国の地場産物の活用状況の割合は年々増加しており、平成21年度は26.1%でした。

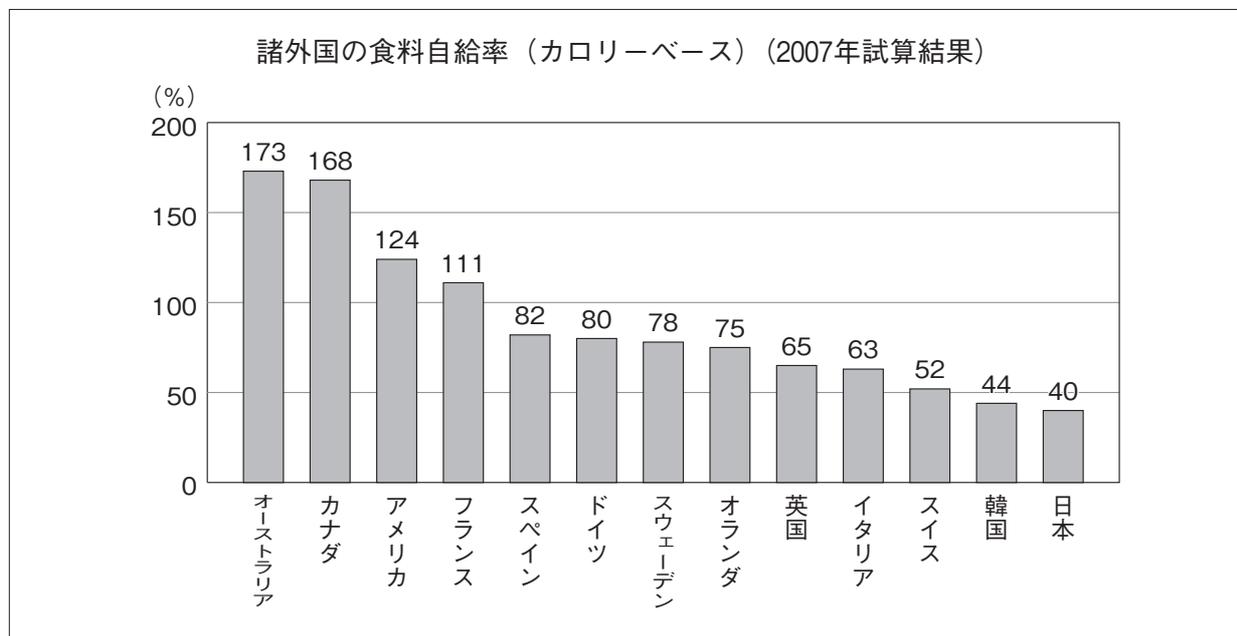


資料：平成21年度学校給食における地場産物の活用状況調査結果の概要（文部科学省）

### <全国・埼玉県の食料自給の状況>

農林水産省によると、日本の食料自給率はカロリーベースにおいて昭和40年度に73%あったものが平成20年度には41%と減少し、世界と比べ低い状況です。また、農林水産基本データ集（平成22年9月1日現在）によると、国民1人1年あたりの米の消費量は昭和37年度の118.3kgをピークに、平成21年度は58.5kgと約半分に減少しました。

昭和51年3月には文部省（当時）より、「食事内容の多様化を図り、栄養に配慮した米飯の正しい食習慣を身につけさせ見地から健康教育上有意義である」ということから、米飯給食の普及を図る通達が出ました。戸田市においては、昭和46年から学期毎1回の米飯給食を実施するようになりました。昭和53年には週1回となり、現在では週3回以上の米飯給食を実施しています。



資料：食料需給表（諸外国の食料自給率（カロリーベース）試算結果（2004～2007年））（農林水産省）

都道府県別にみると、北海道や秋田県など100%以上の食料自給率（カロリーベース）を誇る都道府県もありますが、埼玉県は11%であり、47都道府県で44位と食料自給率の低い地域となっています。

一方、「2010年埼玉の食料・農林業・農山村」によると、埼玉県産野菜が全国に占める生産量の割合は、1位の小松菜17%をはじめ、2位のねぎ12%、かぶ12%、ほうれん草11%、3位のブロッコリー11%、さといも9%などとなっています。

食料自給率100%以上の都道府県  
(平成19年度確定値)

順位	都道府県	%
1位	北海道	198
2位	秋田	177
3位	山形	132
4位	青森	119
5位	岩手	104
6位	佐賀	101

都道府県別食料自給率ワースト5  
(平成19年度確定値)

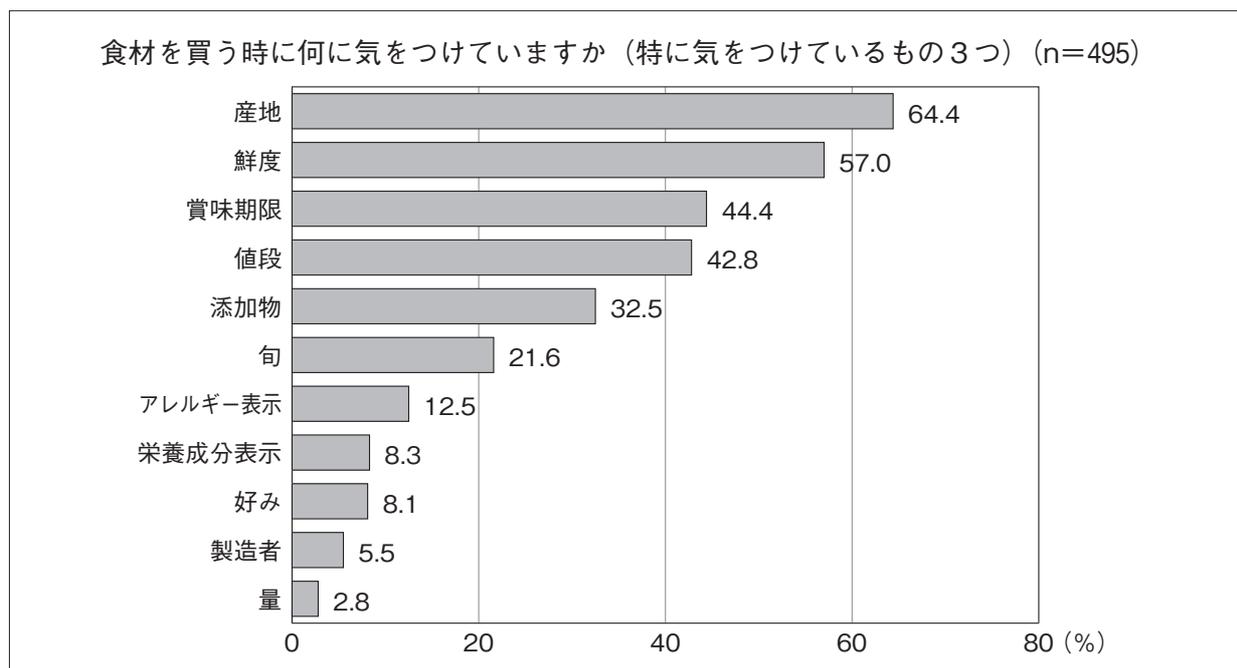
順位	都道府県	%
47位	東京	1
46位	大阪	2
45位	神奈川	3
44位	埼玉	11
42位	愛知 京都	13

資料：都道府県別食料自給率（平成20年度農林水産省）

## 2 食の安全

戸田市食育推進計画アンケート調査では、「食材を買うとき何に気をつけていますか」という問いに、「産地」と答えた人が64.4%、「鮮度」が57.0%、「賞味期限」が44.4%でした。「特になし」と答えた人は2人しかいませんでした。

市民の多くが、食材を買う時に、食材や包装用紙などに書かれている表示や食材自体の品質をもとに、自分の目で確認しながら購入していることがわかります。



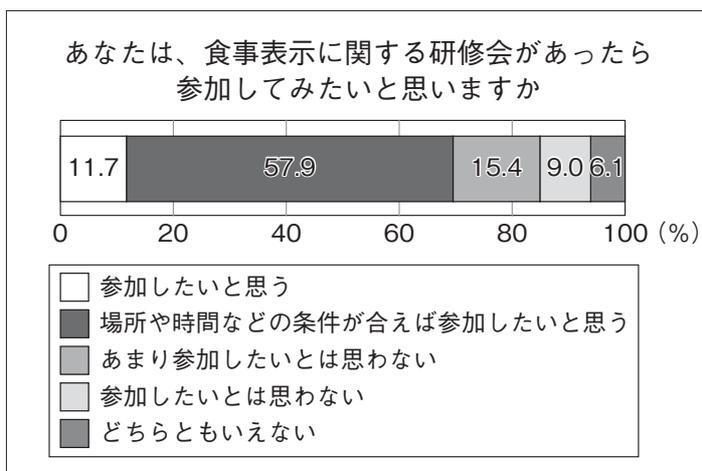
資料：戸田市食育推進計画アンケート調査（平成22年度戸田市）

平成18年度に厚生労働省が行った第2回安全・安心モニター調査\*2結果（1,569人回答）によると、「食品の安全性に関心がありますか」という問いに、「関心がある」と答えたのは62%、「どちらかというに関心がある」は36%でした。また「どのような時に食の安全性について考えますか」という問いには、「日常的に考えている」が35%、「日常的ではないが、時々考える」が50%ありました。日本人の多くは食の安全性について関心があることがわかりました。

戸田市においては、食の安全・安心のための啓発活動の一環として、情報冊子の作成や関係機関へのリーフレット等配布、食品事故等の情報提供をしています。またJAS法に基づき、事業者へ食品の適正表示をお願いしており、市民からの申し出があった場合など、必要時に立入検査を実施しています。なお市民から相談があった場合は、戸田市消費生活センターにて対応しています。

埼玉県では、平成19年3月に定めた埼玉県食の安全・安心の確保に関する基本指針に基づき、毎年埼玉県食の安全・安心アクションプランを作成しています。また、年度ごとに目標を定めて実施し、実績の公表もしています。

埼玉県第7回アンケート「食の安全・安心の確保」では、食品表示研修会の参加意向について、「参加したい」「場所や時間などの条件が合えば参加したいと思う」と答えた人の割合が69.6%ありました。一方で「あまり参加したいとは思わない」「参加したいと思わない」は24.4%ありました。



資料：第7回アンケート「食の安全・安心の確保」（平成20年度埼玉県）

### 3 生ごみのリサイクル

平成21年度版戸田市の環境によると、平成20年度におけるごみ総排出量は45,214.5t（トン）で、市民1人当たり1日のごみ総排出量は1,024gでした。そのうち、生ごみが含まれる「もやすごみ」は473gあり、平成11年度の557gから10年間で84g減少しました。

環境省の平成20年度一般廃棄物処理事業実態調査結果によると、ごみ総排出量は4,811万t（東京ドーム約129杯分）で、1人当たり1日のごみ総排出量は1,033gでした。

生ごみは水分を多く含み焼却処理に多量の燃料を必要とします。戸田市では、ごみとして出たものを処分せずに再利用できれば、ごみ処理費用を削減し、捨てるものも生かせると考え、平成20年10月より、家庭から出る生ごみ（野菜くず等）を堆肥として再利用し、リサイクルフラワーセンターにおいて生産された花苗と交換する事業を始めています。

生ごみバケツは無料で貸し出しを行っており、生ごみバケツ1つで一般家庭約1か月分（10kg）の生ごみを処理することができます。平成21年度は2,442人が生ごみと花苗の交換を行い、27.25tの生ごみを回収することができました。そして55,408個の花苗が市民に還元されました。

\*2 [安全・安心モニター調査] 農林水産省の実施するインターネットアンケート調査であり、モニターの条件は満20歳以上で日本国内に居住している国家公務員以外の国民。



資料：リーフレット「リサイクルフラワーセンター」

また、小中学校では、児童生徒への環境教育及びごみの減量化のため、平成13年度から生ごみ処理機を順次設置し、生ごみのリサイクルに取り組んでいます。小学校全12校のうち7校、中学校の6校すべてに生ごみ処理機が設置されています。小学校の残り5校についても順次設置する予定です。その生ごみ処理機で作られた生成物は、学校で堆肥化し作物の栽培に利用したり、ボランティア団体が堆肥化して市民に頒布したりしています。

その他にも、生ごみ処理機購入費用の一部助成を行ったり、生ごみの減量化及びリサイクルに関する知識の普及・啓発の一環として、戸田市まちづくり出前講座にメニューを出しています。平成21年度は、市内の小中学生にごみのリサイクルや環境問題についての講義をしたり、町会に出向いて講座を実施したりしました。

【 課 題 】

戸田市は田・畑が少なく、農家も高齢化しているので、農業を振興していく視点ではなく、フードマイレージ\*3の観点から、旬の食材を意識しつつ、なるべく近くの土地でとれた食材を消費する取り組みが重要です。市内の農家の協力を得てさといもや大根などを栽培し、学校給食で使用する取り組みを継続することが課題です。

食の安全や生ごみのリサイクルについては関心が高い分野なので、正しい知識を持った市民を増やすことが課題です。

\*3 [フードマイレージ] 食料が消費者に届くまで、どれ位の距離を輸送されてきたのか数字で表したものの。食料輸入量×輸出入国首都間の距離を輸入国別に算出・集計して表す。環境負荷を軽減するためには、食料自給率のアップや地産地消の実践が重要とされる。



## **第3章 戸田市が目指す食育**

## 第3章 戸田市が目指す食育

### 第1節 基本理念

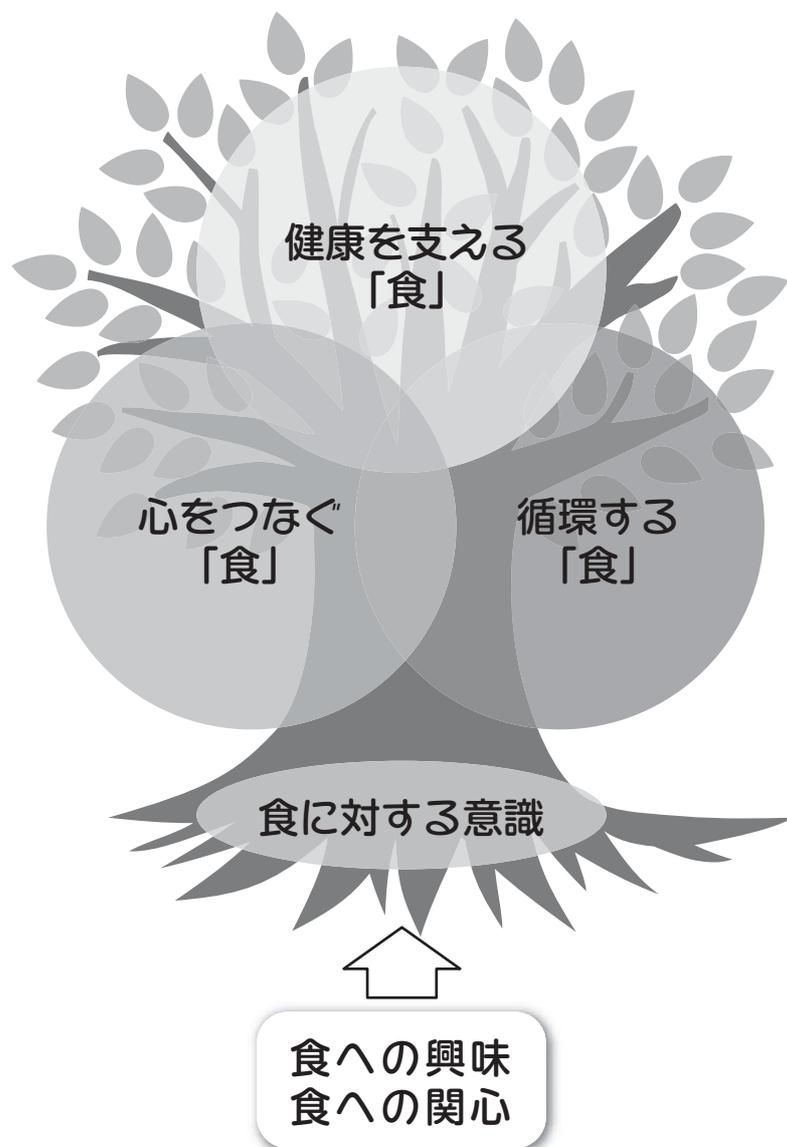
戸田市は「生きる力を育む」を基本理念とし、市民、行政、地域、企業とともに、食育を推進していきます。

健康な身体と豊かな心を育むことはもちろん、毎日の生活に欠かすことのできない「食」は、まさに生きることそのものです。自分の食について考え学習することや、食を適切に選択する力をつけること、より良い食生活にしていこうとすることは、生きる力を育てることにつながります。また、食を通して家族、仲間、地域など世代を超えたコミュニケーションを図ることは、食の楽しさを実感し、生きる喜びにもつながります。

食育は、子どもから大人まであらゆる世代において、健康で心豊かに、いきいきと暮らすためには必要なものです。しかし、子どもの頃に身についた食習慣を大人になってから改めることは容易なことではありません。だからこそ、子どもの頃から楽しくおいしい食の体験を様々な場で経験し、学ぶことが必要なのです。

市民、行政、地域、企業が、みんなで「生きる力を育む」取り組みを実践することによって、戸田市全体に食育活動が浸透し、市民ひとりひとりが健康でいきいきと、心豊かに暮らすことを目指します。

**基本理念 生きる力を育む**



戸田市が目指す食育のイメージを「食育の木」という大きな木に見立てました。

潜在的に持っている、食への興味、食への関心という種に、様々な情報や経験などの刺激が加わることで、食に対する意識が高まり、芽が出、幹が育っていきます。そして、食にまつわる3つの取り組みを行うことで、枝が伸び、葉が生い茂り、小さな木が大きな木へと成長していきます。また、『健康を支える「食』、『心をつなぐ「食』、『循環する「食』の3つの食育の取り組みは、1つの取り組みから次の取り組みへ、また他の取り組みへと、お互いが関係し合いながら進んでいきます。

木が大きく育つためには、太陽や水分、肥料等を与え、環境を整えることが重要です。これは行政の役割であり、戸田市は食にまつわる啓発や事業を行い、市民や地域の活動を支援し、企業と協働し、活動できる環境を整えていきます。

## 第2節 目標・取り組み

### 【 食に対する意識 】

「食」に興味、関心があれば、「食育」に関する物事を意識し始めます。次第に「食育」にまつわる課題や問題から疑問が生まれ、もっと知りたい、現状を変えたいと思い、実際の行動につながっていきます。

「食育」という言葉の意味を正しく理解し、生活に生かしていくことを目指します。

#### <取り組み>

##### 市民が取り組むこと

- ・ 「食育」について関心をもちます。
- ・ 「食育」の言葉のみならず、意味も理解するよう努めます。

##### 市が取り組むこと

- ・ 市民が「食育」について関心を持ち、言葉の意味も正しく理解できるよう啓発します。
- ・ 市民や市民団体が、「食育」について活動や学習することを支援します。

## 【 健康を支える「食」 】

食べることは、身体を維持する（生きていく）栄養源を摂取するために、どの年代にとっても大切であるとともに、子どもにとっては成長のためにさらに重要です。まさに、身体をつくる土台となるものです。

毎日の食事の積み重ねは健康に大きな影響を及ぼします。朝食を食べると体温が上昇し、1日の活動をスムーズに始めることができます。また、集中力が高まり、午前中の学習や仕事の能率が上がります。バランスよく、適量食べることで、生活習慣病の予防ができます。さらに、よく噛んで食べることで唾液や胃液の分泌を促し消化吸収を助けたり、早食いを防いで過食や肥満を防止します。

子どものころから朝食を食べる、バランスよく食べる、よく噛んで食べるなどの望ましい食習慣や生活習慣を身につけることにより、食事をおいしいと感じて健康に過ごせることを目指します。

### <取り組み>

#### 市民が取り組むこと

- ・生活リズムを整え、朝食を毎日食べます。
- ・食事バランスを考えて食べます。特に不足しがちな野菜を毎日食べます。
- ・食べ物をよく噛んで食べます。

#### 市が取り組むこと

- ・生活リズムや栄養バランス、噛むことの大切さについて、市民に周知します。

## 【 心をつなぐ「食」 】

家族や友人、地域の人と一緒に食事をする、同じ時間、場所、食べ物などを共有することでコミュニケーションが生まれ、よりおいしく、楽しく食べることができます。また、栽培・収穫・調理などの食にまつわる体験は、楽しさや、喜びを感じるだけではなく、生命をいただく食べ物への感謝や、生産者への苦勞に報いる気持ちを育むことにもつながります。

世代を超えて一緒に食事をする、食事の時に「いただきます」「ごちそうさま」などの挨拶や、箸の持ち方・使い方などの作法を学ぶことができます。また、正月のおせち料理など日本の伝統行事食に触れることで、季節や食文化を感じ、学び、知ることができます。

地域ぐるみで様々な場を通じ、日本の食文化を大切に、豊かな人間性を育てることを目指します。

### <取り組み>

#### 市民が取り組むこと

- ・家族や友人など親しい人と楽しい（団らんの）食事をする機会を増やします。
- ・栽培、収穫、調理など食にまつわる体験をします。
- ・「いただきます」「ごちそうさま」など食事のときの挨拶の意味を理解し、実践します。
- ・箸の持ち方、使い方など食事に関する作法やマナーを身につけ、実践します。
- ・行事食などを家庭で取り入れるよう努めます。

#### 市が取り組むこと

- ・世代を超えて一緒に食事をする機会を支援します。
- ・子どもたちが栽培・収穫・調理など食について一連の体験ができる場を提供します。
- ・「いただきます」「ごちそうさま」などの食事の挨拶や、箸の持ち方・使い方などの作法、マナーについて意識啓発を行います。

## 【 循環する「食」 】

安全なものを安心して食べるためには、食べ物がどこでどのように作られ、どのように流通し消費に至るかを知ることが必要です。

旬のものを旬の時期に消費（旬産旬消）すると、栄養価や味の面で優れているうちに食べることができます。また、収穫された場所で消費（地産地消）すると、新鮮なうちに食べることができ、保存料など添加物の摂取を減らすことができます。環境の面からは、輸送に係るエネルギーの消費量削減や二酸化炭素の排出量削減などのメリットがあります。さらに、地元の産物を積極的に求めることで地域の活性化にもつながります。そして、ごみを出さない工夫をすることは、環境への配慮にもなります。

食の安全の知識を身につけ、環境にもやさしい食生活を送り、豊かで安心して暮らすことを目指します。

### <取り組み>

#### 市民が取り組むこと

- ・ 地元の食材、旬の食材を意識します。
- ・ 購入時に食品表示を見るよう努めます。
- ・ 生ごみを出さないよう工夫します。

#### 市が取り組むこと

- ・ 地産地消、旬産旬消に関する情報を提供します。
- ・ 食品の安全に対する知識普及の啓発を行います。
- ・ 生ごみの減量化やリサイクルに関する啓発を行います。

「生きる力を育む」を実現するために市民ひとりひとりが取り組みましょう

		乳幼児期（0～5歳）	学童・思春期（6～18歳）
		生きる力を育む	食に対する意識
健康を支える「食」	朝食を毎日食べます  野菜を毎日食べます  食べ物をよく噛んで食べます		自分にあった食事の量を知ります  食事と健康について学び、知識を身につけます
心をつなぐ「食」	家族や仲間と一緒に食事を楽しみます  栽培、収穫、調理など食にまつわる体験をします  「いただきます」「ごちそうさま」の挨拶を身につけます  正しい箸の持ち方、使い方を学びます  行事食を楽しみます		「いただきます」「ごちそうさま」の言葉の意味を理解し、実践します  正しい箸の持ち方、使い方を含め、食事のマナーや作法を実践します  行事食について学びます
循環する「食」	地元の食材、旬の食材を食べるよう努めます    食事は残さず食べます		食品表示を見る習慣をつけます    

※年齢は乳幼児期から高齢期までの5段階に分類しました

青年・成人期 (19～39歳)	壮年期 (40～64歳)	高齢期 (65歳～)
「食」にまつわる様々な出来事に関心を持ちます		
「食育」の言葉の意味を後世に正しく伝えます		
	食事バランスを考えて食べます	
自分にあった量や内容で食事を食べ適正体重を維持します		
適切な食事ができるよう、食品や外食のメニューを選択します		
家族や仲間と一緒に食事をする機会を意識的につくります		
食事のマナーや作法を後世に伝えます		
行事食を生活の中に取り入れます		
食品表示の意味を理解し確認します		
食品は必要な分だけ購入します		

### 第3節 目標値

	目標指標	現状値	目標値 (平成27年)	
食に対する意識	食育に関心を持っている人の割合	— <sup>1)</sup>	90%以上	
	「食育」の言葉も意味も知っている人の割合	34.9%	50.0%	
健康を支える 「食」	毎日は朝食を食べない人の割合	小学生	9.8%	5.0%
		中学生	17.6%	9.0%
		大人	17.3%	9.0%
	副菜（野菜料理）を毎日食べている人の割合	66.6%	73.0%	
	一口30回程度噛んで食べている人の割合	— <sup>2)</sup>	30.0%	
心をつなぐ 「食」	週の半分以上親しい人と楽しい(団らんの)食事をしている人の割合	57.7%	67.0%	
	「食」に関する体験を1つでもしている幼児の割合	69.4%	80.0%	
	「いただきます」「ごちそうさま」など食事のときに挨拶を毎日している人の割合	— <sup>3)</sup>	80.0%	
循環する 「食」	地産地消の言葉も意味も知っている人の割合	— <sup>4)</sup>	75.0%	
	食品を購入するときに食品表示を見て購入する人の割合（全般的に見る人）	— <sup>5)</sup>	50.0%	
	生ごみを出さない工夫を1つでもしている人の割合	— <sup>6)</sup>	70.0%	

現状値が未記入の項目は、戸田市の現状値がない項目です。国、県などの同様の調査を参考に目標値を設定しました。参考値は以下のとおりです。

	参考値	データソース
1)	72.1%	内閣府が平成21年5月に公表した「食育に関する意識調査」で「食育に関心がある」「どちらかといえば関心がある」と答えた人の割合
	60.8%	埼玉県が公表した「平成18年度埼玉県民栄養調査報告書」で、「食育」に関心が「とてもある」「ある」と答えた人の割合
2)	20.5%	日本歯科医師会が平成20年に「健やか生活習慣フェスタ」で行ったアンケート調査で「よく噛むこと(一口30回程度)を実践している」と答えた人の割合
	20.1%	平成20年度戸田市健康増進計画アンケート「健康づくりのために日頃から何をしていますか」の問いに「よく噛んで食べる」と答えた人の割合
3)	55.2%	内閣府が平成21年5月に公表した「食育に関する意識調査」で「食事の際にいただきます・ごちそうさまのあいさつを必ずしている」と答えた人の割合
4)	73.8%	埼玉県が平成21年に行った県政サポーターに『第19回アンケート「埼玉県産農産物』で「地産地消」について、「具体的な取組例も知っている」「言葉だけでなく、意味も知っている」と答えた県内在住者の割合
5)	45.0%	内閣府が平成14年7月に公表した「食品表示に関する消費者の意識調査」で「普段食品を買う時に表示を全般的によく見るほう」と回答した人の割合
6)	88.5%	内閣府が平成21年5月に公表した「食育に関する意識調査」で「食べ残しやごみを減らす工夫について十分に気をつけている」「ある程度気をつけている」と答えた人の割合



## 第4章 推進体制と進行管理

## 第4章 推進体制と進行管理

市民を主体として、行政、地域の各種団体および企業が協働で推進します。

本計画は、「食育推進庁内委員会」および「戸田市保健対策推進協議会」の2つの会議により進行管理を行います。

計画の最終年度である平成27年度には、アンケート調査などにより、目標値の達成度について評価を行います。

### ・・・食育推進庁内委員会

食育に関する庁内関係各課の担当者からなる会議です。

庁内全体で取り組むためには、関係各課の共通認識が必要です。この会議では、各課における取り組みの状況を報告し、情報を共有します。また、委員会の意見を取り組みに反映させ、庁内全体で食育を推進します。

### ・・・戸田市保健対策推進協議会

学識経験者、市民代表、市職員等の関係者からなる会議です。本計画の進行状況について審議、評価を行い、今後の取り組みについて検討します。

# 資料編

# 資料編

## 1 策定経過

### (1) 戸田市食育推進計画策定委員会

開催回数	年 月 日	会議等の内容
第1回	平成22年6月28日	市長諮問
第2回	8月31日	素案の検討（第1章、第2章）
第3回	10月20日	素案の検討（第3章、第4章）
第4回	11月24日	素案の検討（第1章から第4章） キャッチフレーズ・概要版について
第5回	平成23年1月31日	戸田市食育推進計画最終案について パブリックコメントの報告 市長答申

### (2) 戸田市食育推進計画庁内検討委員会

開催回数	年 月 日	会議等の内容
第1回	平成22年7月30日	素案の検討（第1章、第2章）
第2回	9月21日	素案の検討（第3章、第4章）
第3回	11月10日	素案の検討（第1章から第4章） キャッチフレーズ・概要版について
第4回	平成23年1月14日	戸田市食育推進計画最終案について パブリックコメントの報告

## 2 戸田市食育推進計画策定委員会要綱及び委員名簿

### (1) 戸田市食育推進計画策定委員会要綱

(設置)

第1条 食育基本法（平成17年法律第63号）第2章第18条に基づき、市民の食育の推進に関する必要な施策の計画を策定するため、戸田市食育推進計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、市長の諮問に応じ、食育推進計画に必要な事項を協議検討し、戸田市食育推進計画を策定する。

(組織)

第3条 策定委員会は、委員9人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 市民代表

(3) 市職員

(任期)

第4条 委員の任期は、平成23年3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 策定委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は学識経験者のうちから市長が指名し、副委員長は委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長が特に必要と認めるときは、関係者の出席又は資料の提出を求めることができる。

(委員の守秘義務)

第7条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 策定委員会の庶務は、医療保健センター健康推進室において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか策定委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年6月1日から施行する。

## (2) 委員名簿

選出区分	氏名	備考
学識経験者 女子栄養大学教授	田中久子	委員長
市民代表	青塚和子 井瀧佐智子 遠藤孝一 中村美津子	副委員長 委員 委員 委員
市職員 教育部長 市民生活部長 福祉部長 こども青少年部長	長道修 本間幹雄 曾我部茂 松岡尚幹	委員 委員 委員 委員

### 3 戸田市食育推進計画庁内検討委員会要綱及び委員名簿

#### (1) 戸田市食育推進計画庁内検討委員会要綱

(設置)

第1条 戸田市における市民の食育推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るに当たり、市の関係部局の職員により必要な事項を検討するため、戸田市食育推進計画庁内検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 戸田市食育推進計画の策定に関する事項
- (2) その他市民の食育推進を進めていく上で必要と認められる事項

(組織)

第3条 検討委員会は、別表の委員をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 検討委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は健康推進室長をもって充て、副委員長は委員の中から委員長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 検討委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の3分の1以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の関係職員に対し出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 検討委員会の庶務は、医療保健センター健康推進室親子保健担当において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が検討委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年7月1日から施行する。
- 2 この要綱は、戸田市食育推進計画の策定が終了した日限り、その効力を失う。

別表（第3条関係）

所属	職名
医療保健センター	健康推進室長 健康推進室担当課長（管理運営担当） 健康推進室担当課長（成人保健担当） 介護老人保健施設担当課長（1人）
市民生活部	防犯くらし交通課長 環境クリーン室担当課長 経済振興課長
福祉部	長寿福祉課長 介護保険課長
こども青少年部	こども家庭課長 保育幼稚園課長 児童青少年課長
教育委員会事務局	教育総務課長 指導課長 学校給食課長 生涯学習課長

(2) 戸田市食育推進計画庁内検討委員会委員名簿

所属	職名	氏名	備考	
医療保健センター	健康推進室 健康推進室 健康推進室 介護老人保健施設	次長 課長 課長 課長	須山梅子 牧野良文 松山由紀 寺島友明	委員長 副委員長 委員 委員
市民生活部	防犯くらし交通課 環境クリーン室 経済振興課	課長 副参事 課長	栗原誠 新井宣夫 熊谷尚慶	委員 委員 委員
福祉部	長寿福祉課 介護保険課	次長 課長	三木則幸 熊木秀秋	委員 委員
こども青少年部	こども家庭課 保育幼稚園課 児童青少年課	課長 副参事 課長	三木由美子 細野孝司 宇田川正久	委員 委員 委員
教育委員会	教育総務課 指導課 学校給食課 生涯学習課	副参事 課長 課長 課長	田熊幹二 布施人志 小宮一晃 當麻景一	委員 委員 委員 委員

## 4 関連法規

### 食育基本法(平成十七年法律第六十三号)

最終改正：平成二十一年六月五日法律第四十九号

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十五条）

第二章 食育推進基本計画等  
（第十六条—第十八条）

第三章 基本的施策（第十九条—第二十五条）

第四章 食育推進会議等  
（第二十六条—第三十三条）

附則

二十一世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようにするとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにすることが大切である。

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

一方、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、人々は、毎日の「食」の大切さを忘れがちである。国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩身志向などの問題に加え、新たな「食」の安全上の問題や、「食」の海外への依存の問題が生じており、「食」に関する情報が社会に氾濫する中で、人々は、食生活の改善の面からも、「食」の安全の確保の面からも、自ら「食」のあり方を学ぶことが求められている。また、豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人からはぐくまれてきた、地域の多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の「食」が失われる危機にある。

こうした「食」をめぐる環境の変化の中で、国民の「食」に関する考え方を育て、健全な食生活を実現することが求められるとともに、都市と農山漁村の共生・対流を進め、「食」に関する消費者と生産者との信頼関係を構築して、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上に寄与することが期待されている。

国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、今こそ、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、国民運動として、食育の推進に取り組んでいくことが、我々に課せられている課題である。さらに、食育の推進に関する我が国の取組が、海外との交流等を通じて食育に関して国際的に貢献することにつながることも期待される。

ここに、食育について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたっ

て健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることにかんがみ、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成)

第二条 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われなければならない。

(食に関する感謝の念と理解)

第三条 食育の推進に当たっては、国民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立っており、また、食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるよう配慮されなければならない。

(食育推進運動の展開)

第四条 食育を推進するための活動は、国民、民間団体等の自発的意思を尊重し、地域の特性に配慮し、地域住民その他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得るものとするとともに、その連携を図りつつ、あまねく全国において展開されなければならない。

(子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割)

第五条 食育は、父母その他の保護者にあつては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育、保育等を行う者にあつては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行われなければならない。

(食に関する体験活動と食育推進活動の実践)

第六条 食育は、広く国民が家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深めることを旨として、行われなければならない。

(伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献)

第七条 食育は、我が国の伝統のある優れた食文化、地域の特性を生かした食生活、環境と調和のとれた食料の生産とその消費等に配慮し、我が国の食料の需要及び供給の状況についての国民の理解を深めるとともに、食料の生産者と消費者との交流等を図ることにより、農山漁村の活性化と我が国の食料自給率の向上に資するよう、推進されなければならない。

(食品の安全性の確保等における食育の役割)

第八条 食育は、食品の安全性が確保され安心して消費できることが健全な食生活の基礎であることにかんがみ、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供及びこれについての意見交換が、食に関する知識と理解を深め、国民の適切な食生活の実践に資することを旨として、国際的な連携を図りつつ積極的に行われなければならない。

(国の責務)

第九条 国は、第二条から前条までに定める食育に関する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第十条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(教育関係者等及び農林漁業者等の責務)

第十一条 教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健（以下「教育等」という。）に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体（以下「教育関係者等」という。）は、食に関する関心及び理解の増進に果たすべき重要な役割にかんがみ、基本理念にのっとり、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

2 農林漁業者及び農林漁業に関する団体（以下「農林漁業者等」という。）は、農林漁業に関する体験活動等が食に関する国民の関心及び理解を増進する上で重要な意義を有することにかんがみ、基本理念にのっとり、農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、国民の理解が深まるよう努めるとともに、教育関係者等と相互に連携して食育の推進に関する活動を行うよう努めるものとする。

(食品関連事業者等の責務)

第十二条 食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体（以下「食品関連事業者等」という。）は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に食育の推進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する食育の推進に関する施策その他の食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

(国民の責務)

第十三条 国民は、家庭、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食育の推進に寄与するよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第十四条 政府は、食育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他

の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十五条 政府は、毎年、国会に、政府が食育の推進に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

## 第二章 食育推進基本計画等

(食育推進基本計画)

第十六条 食育推進会議は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進基本計画を作成するものとする。

2 食育推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 食育の推進に関する施策についての基本的な方針

二 食育の推進の目標に関する事項

三 国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 食育推進会議は、第一項の規定により食育推進基本計画を作成したときは、速やかにこれを内閣総理大臣に報告し、及び関係行政機関の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

4 前項の規定は、食育推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県食育推進計画)

第十七条 都道府県は、食育推進基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 都道府県（都道府県食育推進会議が置かれている都道府県にあっては、都道府県食育推進会議）は、都道府県食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

（市町村食育推進計画）

第十八条 市町村は、食育推進基本計画（都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画）を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「市町村食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 市町村（市町村食育推進会議が置かれている市町村にあっては、市町村食育推進会議）は、市町村食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

### 第三章 基本的施策

（家庭における食育の推進）

第十九条 国及び地方公共団体は、父母その他の保護者及び子どもの食に対する関心及び理解を深め、健全な食習慣の確立に資するよう、親子で参加する料理教室その他の食事についての望ましい習慣を学びながら食を楽しむ機会の提供、健康美に関する知識の啓発その他の適切な栄養管理に関する知識の普及及び情報の提供、妊産婦に対する栄養指導又は乳幼児をはじめとする子どもを対象とする発達段階に応じた栄養指導その他の家庭における食育の推進を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

（学校、保育所等における食育の推進）

第二十条 国及び地方公共団体は、学校、保育所等において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進することにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、学校、保育所等における食育の推進のための指針の作成に関する支援、食育の指導にふさわしい教職員の設置及び指導的立場にある者の食育の推進において果たすべき役割についての意識の啓発その

他の食育に関する指導体制の整備、学校、保育所等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施、教育の一環として行われる農場等における実習、食品の調理、食品廃棄物の再生利用等様々な体験活動を通じた子どもの食に関する理解の促進、過度の痩身又は肥満の心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

（地域における食生活の改善のための取組の推進）

第二十一条 国及び地方公共団体は、地域において、栄養、食習慣、食料の消費等に関する食生活の改善を推進し、生活習慣病を予防して健康を増進するため、健全な食生活に関する指針の策定及び普及啓発、地域における食育の推進に関する専門的知識を有する者の養成及び資質の向上並びにその活用、保健所、市町村保健センター、医療機関等における食育に関する普及及び啓発活動の推進、医学教育等における食育に関する指導の充実、食品関連事業者等が行う食育の推進のための活動への支援等必要な施策を講ずるものとする。

（食育推進運動の展開）

第二十二条 国及び地方公共団体は、国民、教育関係者等、農林漁業者等、食品関連事業者等その他の事業者若しくはその組織する団体又は消費生活の安定及び向上等のための活動を行う民間の団体が自発的に行う食育の推進に関する活動が、地域の特性を生かしつつ、相互に緊密な連携協力を図りながらあまねく全国において展開されるようにするとともに、関係者相互間の情報及び意見の交換が促進されるよう、食育の推進に関する普及啓発を図るための行事の実施、重点的かつ効果的に食育の推進に関する活動を推進するための期間の指定その他必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に当たっては、食生活の改善のための活動その他の食育の推進に関する活動に携わるボランティアが果たしている役割の重要性にかんがみ、これらのボランティアとの連携協力を図りながら、その活動の充実が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

(生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等)

第二十三条 国及び地方公共団体は、生産者と消費者との間の交流の促進等により、生産者と消費者との信頼関係を構築し、食品の安全性の確保、食料資源の有効な利用の促進及び国民の食に対する理解と関心の増進を図るとともに、環境と調和のとれた農林漁業の活性化に資するため、農林水産物の生産、食品の製造、流通等における体験活動の促進、農林水産物の生産された地域内の学校給食等における利用その他のその地域内における消費の促進、創意工夫を生かした食品廃棄物の発生の抑制及び再生利用等必要な施策を講ずるものとする。

(食文化の継承のための活動への支援等)

第二十四条 国及び地方公共団体は、伝統的な行事や作法と結びついた食文化、地域の特色ある食文化等我が国の伝統のある優れた食文化の継承を推進するため、これらに関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進)

第二十五条 国及び地方公共団体は、すべての世代の国民の適切な食生活の選択に資するよう、国民の食生活に関し、食品の安全性、栄養、食習慣、食料の生産、流通及び消費並びに食品廃棄物の発生及びその再生利用の状況等について調査及び研究を行うとともに、必要な各種の情報の収集、整理及び提供、データベースの整備その他食に関する正確な情報を迅速に提供するために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に資するため、海外における食品の安全性、栄養、食習慣等の食生活に関する情報の収集、食育に関する研究者等の国際的交流、食育の推進に関する活動についての情報交換その他国際交流の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

#### 第四章 食育推進会議等

(食育推進会議の設置及び所掌事務)

第二十六条 内閣府に、食育推進会議を置く。

2 食育推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 食育推進基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。

二 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項について審議し、及び食育の推進に関する施策の実施を推進すること。

(組織)

第二十七条 食育推進会議は、会長及び委員二十五人以内をもって組織する。

(会長)

第二十八条 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第二十九条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第九条第一項に規定する特命担当大臣であって、同項の規定により命を受けて同法第四条第一項第十八号に掲げる事項に関する事務及び同条第三項第二十七号の三に掲げる事務を掌理するもの(次号において「食育担当大臣」という。)

二 食育担当大臣以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

三 食育に関して十分な知識と経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第三号の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第三十条 前条第一項第三号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第三号の委員は、再任されることができる。

(政令への委任)

第三十一条 この章に定めるもののほか、食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県食育推進会議)

第三十二条 都道府県は、その都道府県の区域における食育の推進に関して、都道府県食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、都道府県食育推進会議を置くことができる。

2 都道府県食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

(市町村食育推進会議)

第三十三条 市町村は、その市町村の区域における食育の推進に関して、市町村食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、市町村食育推進会議を置くことができる。

2 市町村食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

附則抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二十一年六月五日法律第四十九号抄）

(施行期日)

第一条 この法律は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）の施行の日から施行する。

## 5 戸田市食育推進計画アンケート調査結果概要

このアンケート調査は、戸田市民の食育に関する意識や現状を把握するために実施しました。アンケート調査概要については以下のとおりです。

調査対象者	戸田市民
調査方法	① 3歳6か月児健診・5歳児健診・歯科相談にて配布回収（様式1）
	② 4か月児健診・がん撲滅コンサートにて配布回収（様式2）
調査期間	平成22年6月16日～7月7日
配布数	675件
有効回収数	495件

### 結果の見方

- (1) 回答比率は百分率（％）で表し、小数点第2位を四捨五入して算出するため、合計が100％にならない場合があります。
- (2) 「SA（single answer）」は単数回答で各設問について1つの選択肢のみの回答を示しています。
- (3) 「MA（multiple answer）」は複数回答で各設問に対し2つ以上の選択肢を回答しています。
- (4) 質問項目に「3つに○をつけて」とあるものに関しては、1人の回答者が複数の選択肢に回答できる質問であるため、すべての回答比率を合計すると100％を超える場合があります。

性別	(SA)	年齢	(SA)
男性	22	10歳代	6
女性	343	20歳代	62
不明	130	30歳代	276
計	495	40歳代	67
		50歳代	22
		60歳代	62
		計	495

### 問1 推進する役割

(SA)	A 家庭	B 町会	C 市	D 学校	E 職場	F わからない	無回答	サンプル数
1 生活習慣	455	3	4	5	0	2	26	495
	91.9%	0.6%	0.8%	1.0%	0.0%	0.4%	5.3%	100.0%
2 県産・国産	280	15	83	52	0	32	33	495
	56.6%	3.0%	16.8%	10.5%	0.0%	6.5%	6.7%	100.0%
3 直売所	23	39	365	1	4	29	34	495
	4.6%	7.9%	73.7%	0.2%	0.8%	5.9%	6.9%	100.0%
4 生ごみ	109	79	243	10	4	19	31	495
	22.0%	16.0%	49.1%	2.0%	0.8%	3.8%	6.3%	100.0%
5 食の安全	187	26	73	154	4	17	34	495
	37.8%	5.3%	14.7%	31.1%	0.8%	3.4%	6.9%	100.0%
6 農業体験	20	55	295	65	1	24	35	495
	4.0%	11.1%	59.6%	13.1%	0.2%	4.8%	7.1%	100.0%
7 作物栽培	172	67	105	84	0	26	41	495
	34.7%	13.5%	21.2%	17.0%	0.0%	5.3%	8.3%	100.0%
8 郷土料理	71	122	152	79	0	30	41	495
	14.3%	24.6%	30.7%	16.0%	0.0%	6.1%	8.3%	100.0%
9 食マナー	346	16	26	59	1	12	35	495
	69.9%	3.2%	5.3%	11.9%	0.2%	2.4%	7.1%	100.0%

## 問2 大切な取り組み内容

(MA)	件数	割合 (%)
1 生活習慣	367	74.1
2 県産・国産	97	19.6
3 直売所	75	15.2
4 生ごみ	112	22.6
5 食の安全	228	46.1
6 農業体験	66	13.3
7 作物栽培	64	12.9
8 郷土料理	42	8.5
9 食マナー	206	41.6
無回答	47	9.5
サンプル数	495	100.0

## ※問3 食に関する体験 有無

(SA)	大人	子ども	計	割合 (%) (全体)	割合 (%) (子ども)
1 ある	118	209	327	66.1	69.4
2 ない	56	88	144	29.1	29.2
無回答	20	4	24	4.8	1.3
サンプル数	194	301	495	100.0	99.9

### ※問3

①3歳6か月児健診・5歳児健診・歯科相談にて配布の質問は「あなたのお子さんは」食に関する体験をしたことがあるか、②4か月児健診・がん撲滅コンサートにて配布の質問は「本人」が食に関する体験をしたことがあるかと、質問内容が違うので別々に集計しました。

## ※問3 食に関する体験したことがある

(MA)	大人	子ども	件数	割合 (%) (全体)	割合 (%) (子ども)
1 栽培・収穫	78	163	241	48.7	54.2
2 調理	61	150	211	42.6	49.8
3 パン作り	45	44	89	18.0	14.6
4 伝統食	29	32	61	12.3	10.6
5 地域で会食	24	10	34	6.9	3.3
6 機会があれば	52	59	111	22.4	11.9
7 特に考えがない	11	7	18	3.6	1.4

## 問4 気をつけていること

(MA)	件数	割合 (%)
1 産地	319	64.4
2 値段	212	42.8
3 旬	107	21.6
4 アレルギー表示	62	12.5
5 栄養成分表示	41	8.3
6 製造者	27	5.5
7 添加物	161	32.5
8 好み	40	8.1
9 鮮度	282	57.0
10 賞味期限	220	44.4
11 量	14	2.8
12 特になし	2	0.4
回答あり	475	96.0
無回答	20	4.0
サンプル数	495	100.0

## 戸田市食育推進計画アンケートのご協力をお願い

計画策定や取り組みに生かすため、下記のアンケートにご協力お願いします。  
※調査の結果については、計画策定の基礎資料としてのみ利用します。

問1 次のことを推進するのは主に誰の役割だと思いますか。A～Fのうち当てはまるもの1つに○をつけてください。

取り組みの内容	A 家庭	B 町会・ ポラン ティア	C 市	D 学校	E 職場	F わから ない
1 食事などの生活習慣を身につける						
2 県産や国産の農作物をできるだけ利用する						
3 直売所など県産や国産の農作物を購入できる場所の整備						
4 生ゴミの削減やたい肥化に関する活動に取り組む						
5 食の安全について学ぶ						
6 農亲身体験などができきる場を整備する						
7 作物の栽培・料理の機会を増やす						
8 郷土料理、伝統料理などの食文化の伝承に取り組む						
9 食のマナーについて学ぶ						

問2 問1の「取り組みの内容」のうち大切だと思う番号1～9のうち3つに○をつけてください。

1 2 3 4 5 6 7 8 9

問3 あなたのお子さんは「食」に関する体験をしたことがありますか？（ある ない）

（ある） → 栽培・収穫 調理体験 パン作りやみそ作り  
複数回答可 伝統的な食事を作る・食べる 地域のひととの会食  
（ない） → 今後機会があれば体験してみたい 特に考えたことがない・興味がない

問4 食材（加工食品も含む）を買うとき何に気をつけていますか？

特に気をつけているもの3つに○をつけてください。

産地 値段 旬 アレルギー表示 栄養成分の表示 製造者  
食品添加物 好み 鮮度 賞味期限 量 特になし

問5 あなたの年齢と性別を教えてください。

10歳代 20歳代 30歳代 40歳代 50歳代 60歳以上  
女 男

ご協力ありがとうございました。

健康推進室 親子保健担当

## 戸田市食育推進計画アンケートのご協力をお願い

計画策定や取り組みに生かすため、下記のアンケートにご協力お願いします。  
※調査の結果については、計画策定の基礎資料としてのみ利用します。

問1 次のことを推進するのは主に誰の役割だと思いますか。A～Fのうち当てはまるもの1つに○をつけてください。

取り組みの内容	A 家庭	B 町会・ ポラン ティア	C 市	D 学校	E 職場	F わから ない
1 食事などの生活習慣を身につける						
2 県産や国産の農作物をできるだけ利用する						
3 直売所など県産や国産の農作物を購入できる場所の整備						
4 生ゴミの削減やたい肥化に関する活動に取り組む						
5 食の安全について学ぶ						
6 農亲身体験などができきる場を整備する						
7 作物の栽培・料理の機会を増やす						
8 郷土料理、伝統料理などの食文化の伝承に取り組む						
9 食のマナーについて学ぶ						

問2 問1の「取り組みの内容」のうち大切だと思う番号1～9のうち3つに○をつけてください。

1 2 3 4 5 6 7 8 9

問3 「食」に関する体験をしたことがありますか？（ある ない）

（ある） → 栽培・収穫 調理体験 パン作りやみそ作り  
複数回答可 伝統的な食事を作る・食べる 地域のひととの会食  
（ない） → 今後機会があれば体験してみたい 特に考えたことがない・興味がない

問4 食材（加工食品も含む）を買うとき何に気をつけていますか？

特に気をつけているもの3つに○をつけてください。

産地 値段 旬 アレルギー表示 栄養成分の表示 製造者  
食品添加物 好み 鮮度 賞味期限 量 特になし

問5 あなたの年齢と性別を教えてください。

10歳代 20歳代 30歳代 40歳代 50歳代 60歳以上  
女 男

ご協力ありがとうございました。

健康推進室 親子保健担当

## 6 食育に関する各課取り組み状況

### (1) 各課の取り組み 実施事業一覧（平成22年度実施事業）

#### 1) 健康を支える「食」

対象年齢区分※ 1 乳幼児期（0～5歳） 2 学齢期・思春期（6～18歳） 3 青年・成人期（19～39歳）  
4 壮年期（40～64歳） 5 高齢期（65歳～）

事業名	対象年齢区分※	実施内容	担当課
母親学級	2～4	妊婦・赤ちゃんの健康に関する教室	健康推進室
乳幼児健診	1	問診、診察等専門職による健診や相談	
離乳食学級 （前期・後期）	1	離乳食のすすめ方や作り方のポイントの講話及びデモン ストレーション、事故予防の講話	
育児相談	1	育児全般に関する相談	
歯科相談	1	歯の診察、歯垢染めだしによる歯みがき指導及び相談	
電話相談	1～5	妊婦・乳幼児から高齢者まで育児・健康・栄養などに 関する電話相談	
個別健康・栄養相 談	1～5	妊婦・乳幼児から高齢者まで育児・健康・栄養などに 関する個別相談	
依頼健康教育 （まちづくり出前 講座）	1～5	健康・栄養に関する講話や実技	
生活習慣病予防教 育	3～5	メタボリックシンドローム予防に効果的な食事や運動に ついて	
メタボ運動教室	3, 4	有酸素運動や筋力トレーニングの実技とともに、生活習慣 改善指導を行う	
骨粗しょう症予防 教室	2～5	骨量測定の実施とともに、健康的な食生活に向けての教 育	
戸田市食生活改善 推進員活動支援	3～5	食生活改善推進委員会の活動がスムーズに行えるよう支 援・生活習慣病予防などの調理実習実施	
食育講座	3, 4	小中学生の保護者対象の調理実習 妊婦対象の調理実習	
歯科健診	3～5	歯周病予防を目的として、個別に歯みがき指導及び歯間 ブラシ等の指導を実施して、喪失歯の予防を図る	介護保険課
特定高齢者介護予 防事業	5	生活機能評価において、介護予防事業が必要と医師が判 断した人に対し通知し、参加希望があった方に運動を中 心としたトレーニングを行ってもらい、そのうちの一部 を口腔に関する学習を受けてもらう	
親子ふれあい広場	1	親子ふれあい広場にて、医療保健センターからの管理栄 養士派遣により、離乳食・幼児食についての講話を行う	こども家庭課
畑づくり・収穫	1	季節に合わせた野菜の苗植え・種まき・水やり・収穫、 花の苗植え・種まきなどを行う。収穫した野菜は給食・ おやつ等で提供する	保育幼稚園課
クッキング保育	1	テーマに合わせて、子ども達が職員と収穫や調理を体験 する	
親子クッキング	1, 3	畑で季節の野菜づくりと収穫・親子でクッキング （年長組親子対象）	
食育コーナー	1～5	サンプルケースでの献立の展示、食事のレシピや人気メ ニューの紹介・給食の様子・行事・マナー等の情報の掲 示や配布を行う	
給食	1	毎日の昼食やおやつを通じて、食への興味、マナー、箸 の持ち方、伝統文化等を知らせ、食を楽しめるようにする	
もぐもぐランチル ーム・バイキング	1	ランチルームをつくり、好きな時間に食事をしたり、バ イキング体験を行う	
食育集会	1, 2	テーマに合わせて、園児に食育の話を行う	

事業名	対象年齢区分※	実施内容	担当課
離乳食講習会	3	①地域の子育て家庭にむけた栄養士による離乳食講習会 ②離乳食講習とデモンストレーション	保育幼稚園課
幼児食講習会	1	地域の子育て家庭にむけた栄養士による幼児食講習会	
親子クッキング	1, 3	サークルで考えた献立を親子でつくる（サークルの親子対象）	
教育に関する3つの達成目標	2	「体力の達成目標」に関する中の健康面で家庭に取り組んでほしいことを伝える 小学校：1日3食しっかり食事をとらせる 中学校：栄養のバランスのとれた食事をとらせる	指導課
小学校（家庭科）	2	食事の役割、栄養、調理の基礎について指導する 題材名「朝食に合うおかずを作ろう」「作っておいしく食べよう」「楽しい食事を工夫しよう」	
中学校（家庭科）	2	食生活と栄養、献立、食品の選び方、日常食の調理、地域の食文化について指導する 題材名「健康的に食べる」「楽しく豊かに食べる」	
「食育指導計画」による食育への取り組み	2	各学校での計画に基づく取り組み （例）食育目標・食育だよりの発行・野菜の皮むき体験・保護者とのふれあい給食・食育朝会・給食室探検・世界や日本の郷土料理体験・地域の八百屋さんや農家のかたを招いての授業等	
学校給食を生かした食育の取り組み	2	給食を通して、食への興味、マナー、伝統文化（郷土料理）等を知らせる。また、地産地消（県内産や市内農家が生産した農作物を給食で使用する）の取り組みを推進する	学校給食課
いきいき体験講座	3～5	和菓子創作入門 夏の薬膳	生涯学習課
穀物菜食料理教室	3～5	体にやさしい旬の料理を作る	

## 2) 心をつなぐ「食」

対象年齢区分※ 1 乳幼児期（0～5歳） 2 学齢期・思春期（6～18歳） 3 青年・成人期（19～39歳）  
4 壮年期（40～64歳） 5 高齢期（65歳～）

事業名	対象年齢区分※	実施内容	担当課
離乳食学級（前期・後期）	1	（再掲）	健康推進室
依頼健康教育（まちづくり出前講座）	1～5	（再掲）	
美里町じゃがいも掘り さつまいも掘り	1～5	美里町において現地の農業団体指導の下、市民がじゃがいも・さつまいもの収穫体験を行う	経済振興課
親子ふれあい広場	1	（再掲）	こども家庭課
絵本・紙芝居の読み聞かせ	1	年齢にあわせ食育に関する絵本や紙芝居の読み聞かせをする	保育幼稚園課
行事食	1	行事食を通して、日本の食文化を知る	
もぐもぐ放送	1	年長児による食育放送の実施	
クッキング保育	1	（再掲）	
畑づくり・収穫	1	（再掲）	
親子クッキング	1, 3	（再掲）	
食育コーナー	1～5	（再掲）	
給食	1	（再掲）	
もぐもぐランチルーム・バイキング	1	（再掲）	

事業名	対象年齢区分※	実施内容	担当課
食育集会	1, 2	(再掲)	保育幼稚園課
離乳食講習会	1, 3	(再掲)	
幼児食講習会	1	(再掲)	
親子クッキング	1, 3	(再掲)	
小・中学校施設管理費	2	ごみの減量化を主旨として「生ごみ処理機」を各校へ設置(単独校給食調理場のない小学校を除く)	教育総務課
教育に関する3つの達成目標	2	(再掲)	指導課
小学校(家庭科)	2	(再掲)	
中学校(家庭科)	2	(再掲)	
「食育指導計画」による食育への取り組み	2	(再掲)	
学校給食を生かした食育の取組	2	(再掲)	学校給食課
親子料理教室	2~4	親子一緒に料理を作る	生涯学習課
親子クリスマスケーキ教室	2~4	親子一緒にクリスマスケーキを作る	
いきいき体験講座	3~5	(再掲)	
そば打ち体験教室	4	手打ちそばの打ち方について学ぶ	
うどん打ち体験教室	4	手打ちうどんの打ち方について学ぶ	
生活講座	3~5	手作り餃子 パンづくり	
男性料理教室	3~5	自慢の料理を習得する	
こども料理教室	2	こどもにできる手軽な料理を楽しく作る	
パンとケーキ講座	3~5	パンやケーキを楽しく作る	
穀物菜食料理教室	3~5	(再掲)	
お菓子作り教室	2	楽しくお菓子を作る	
デコレーションケーキ作り	3~5	クリスマスケーキを作る	
依頼健康教育(まちづくり出前講座)	1~5	(再掲)	

### 3) 循環する「食」

対象年齢区分※ 1 乳幼児期(0~5歳) 2 学齢期・思春期(6~18歳) 3 青年・成人期(19~39歳)  
4 壮年期(40~64歳) 5 高齢期(65歳~)

事業名	対象年齢区分※	実施内容	担当課
食の安全・安心のための啓発活動	2~5	①毎年、情報冊子「くらしの豆知識」、関係機関のリーフレット等配布、食品事故等の情報提供 ②市民からの相談があった場合は、消費生活相談にて対応	防犯くらし交通課
JAS法に基づく立入検査	1~5	①任意に店舗を選定し、食品の適正表示等の確認を行い、必要がある場合には措置を講じる ②市民からの相談・苦情や国・県から調査依頼があった場合、必要に応じて国・県の立会いのもと任意立入調査を実施する	
生ごみ堆肥化(花苗交換事業)	1~5	貸出生ごみバケツに生ごみとEMほかしを混ぜ、リサイクルフラワーセンターに持参し、花苗24鉢と交換し、集まった生ごみを堆肥化する取り組み	環境クリーン室

事業名	対象年齢区分※	実施内容	担当課
美里町 じゃがいも掘り さつまいも掘り	1～5	(再掲)	経済振興課
畑づくり・収穫	1	(再掲)	保育幼稚園課
クッキング保育	1	(再掲)	
親子クッキング	1, 3	(再掲)	
絵本・紙芝居の読み聞かせ	1	(再掲)	
食育コーナー	1～5	(再掲)	
小・中学校施設管理費	2	(再掲)	教育総務課
「食育指導計画」による食育への取り組み	2	(再掲)	指導課
学校給食を生かした食育の取り組み	2	(再掲)	学校給食課

## (2) 関係団体 実施事業一覧 (平成22年度実施事業)

### 1) 健康を支える「食」

対象年齢区分※ 1 乳幼児期(0～5歳) 2 学齢期・思春期(6～18歳) 3 青年・成人期(19～39歳)  
4 壮年期(40～64歳) 5 高齢期(65歳～)

事業名	対象年齢区分※	実施内容	活動団体名
親子料理教室	1～3	テーマに合わせて、親子で調理実習を行う	戸田市食生活改善推進委員会
料理研修	4, 5	米利用・メタボリックシンドローム予防 牛乳、乳製品利用・高齢者の自立のための食生活講座 わが家の自慢料理・おもてなし料理・郷土料理	
男性のための料理教室	4, 5	米利用・メタボリックシンドローム予防 牛乳、乳製品利用・高齢者の自立のための食生活講座 わが家の自慢料理・おもてなし料理・郷土料理	
健康フェスティバル	3～5	毎年テーマを決めて、食生活に関する展示を行う	
公民館祭り	3～5	毎年テーマを決めて、食生活に関する展示を行う	
通学合宿	2	児童が福祉センターや学校に宿泊して日常生活を送る 自分たちと一緒に朝食や夕食を料理し、共に食べる 公共施設に宿泊しながら学校に通う	戸田市食生活改善推進委員会 戸田市通学合宿実行委員会
家庭料理教室	2, 3	旬の素材で家庭料理をつくる	勤労青少年ホーム
ファミリー・サポート・センター講習会	2～5	ファミリー・サポート・センターの協力会員及び両方会員として登録を行う者に対する講習 子供の食事と健康管理について、保育幼稚園課からの栄養士派遣により講義を行う	社会福祉法人戸田市社会福祉協議会

## 2) 心をつなぐ「食」

対象年齢区分※ 1 乳幼児期（0～5歳） 2 学齢期・思春期（6～18歳） 3 青年・成人期（19～39歳）  
4 壮年期（40～64歳） 5 高齢期（65歳～）

事業名	対象年齢区分※	実施内容	活動団体名
親子料理教室	1～3	テーマに合わせて、親子で調理実習を行う	戸田市食生活改善推進委員会
健康フェスティバル	3～5	（再掲）	
公民館祭り	3～5	（再掲）	
通学合宿	2	（再掲）	戸田市食生活改善推進委員会 戸田市通学合宿実行委員会
家庭料理教室	2, 3	（再掲）	勤労青少年ホーム
ハオチー（おいしい）中国料理	2, 3	手軽に本格中華料理をつくる	
パン教室	2, 3	ホームベーカリーをつくる	
クリスマスケーキ作り	3, 4	手作りクリスマスケーキをつくる	
親子でクリスマスパン作り	1, 2, 4	親子でクリスマスパンをつくる	
親子でクッキング	1, 2, 4	親子で楽しく、おいしい料理をつくる	
ファミリー・サポート・センター講習会	2～5	（再掲）	社会福祉法人戸田市社会福祉協議会

## 3) 循環する「食」

対象年齢区分※ 1 乳幼児期（0～5歳） 2 学齢期・思春期（6～18歳） 3 青年・成人期（19～39歳）  
4 壮年期（40～64歳） 5 高齢期（65歳～）

事業名	対象年齢区分※	実施内容	活動団体名
親子料理教室	1～3	（再掲）	戸田市食生活改善推進委員会
通学合宿	2	（再掲）	
味噌づくり	4, 5	手作りの味噌を作る	
米作り体験	2	田植えから稲刈りまで行い、お米のできる過程を学ぶ	戸田市青少年育成市民会議
パン教室	2, 3	（再掲）	勤労青少年ホーム
クリスマスケーキ作り	3, 4	（再掲）	
親子でクリスマスパン作り	1, 2, 4	（再掲）	
親子でクッキング	1～3	（再掲）	
保育園児じゃがいも掘り さつまいも掘り	1	市内農家の指導の下、保育園児がじゃがいも・さつまいもの収穫体験を行う	戸田市農業研究会
生ごみから花を咲かせよう～コミュニティ～	2	各学校の生ごみ処理機から出たのをメーカーが回収し、業者が成分調整し特殊堆肥として戻ってきた堆肥を農家、花壇等に入れている	エコ・とだ・ネットワーク
家庭系生ごみリサイクル業務委託	1～5	NPOの取り組みに、賛同した市民の家庭ごみを月2回各家庭に回収し、その生ごみを堆肥化して、公園・学校・市民農園等に活用する委託事業	NPO戸田EMピープルネット

## 7 戸田市食育推進計画市民会議報告書

平成21年度

戸田市食育推進計画市民会議

# 報 告 書

～ 食育は市民の食卓から ～

資料編

平成22年 3 月

※これは報告書の「提言にあたり」及び「I 会議報告書（P1～P9）」を抜粋したものです

## 戸田市食育推進計画市民会議について

本市民会議は、戸田市食育推進計画策定に向けて、市民視点からのアイデアなどを「市民の声」として反映させるために、市の呼びかけに応じた13名が集まって発足いたしました。年齢や性別、職業、また、食に関する経験や思いは皆異なりますが、“食べることが好き”“みんなで食事をすると楽しい”“安心・安全なものをできるだけ食べたい”という思いから、それぞれが自分自身の“食”を一步踏み出して、戸田市の食の状況を今より良くしていけるように、話し合った結果をまとめました。

若い人たちが多く、子どもの出生率も高い戸田市が、未来に向かって、住み心地がよく、みんなが健康で、人とのつながりが温かい、活気のある街となるためにも、これからも行政と協力しながら、今後も私たちができることに参加していきたいと思えます。

戸田市食育推進計画市民会議 委員一同

### 1 戸田市の食の現状と問題点及び課題

---

#### ■食文化・食生活の変化

- ・家庭における食の経験や学習の機能が低下している。（朝ごはんを食べない子どもや大人の増加、はじめて体験する食べ物への適応力の弱さ、食べ物に対する感謝の気持ちの低下、食事のマナーを知らないなど）  
若い親世代の中には、何を伝えたらよいかわからない人もいるかもしれない。
- ・保育園の見学時、食事の様子を見たいと希望する保護者が多く、「家庭では難しいが、園での1食だけはバランスの良い食事をさせたい」という思いが強いように感じられる。子どもにとって、“食が体と心をつくる上で重要”という認識はもっているが、行動に結びつかないのかもしれない。
- ・以前は戸田市でも稲作があり、畑では、漬物に適した山東菜という野菜をつくり、よく食べていた。今では農地も農家も少なくなり、戸田の伝統的な食文化を知る人が少なくなった。大型スーパーでの買い物では、食べ物で四季を感じる事が少なくなり、行事に応じた食事（おせちなど）も廃れてきた。
- ・消費者も旬を無視して食べ物を求めるようになり、形も見た目のきれいなものを選ぶ。スーパーで売られているものを、工場で作られた製品のような感覚でみてしまうが、実際に栽培すると、虫がくったり、形も揃わない。

## ■食の安全が脅かされている

- ・外国からの輸入が増え、食品の安全確保の問題、表示や偽造の問題などもあり、何を信用していいのかわからない。
- ・お菓子の袋の成分表示をみると、添加物がどんなものにも入っている。選ぶのが大変だと思う。
- ・実際に食材が食品として加工される過程に触れる機会がない。

## ■地域の食に係る環境の変化

- ・農地や農家の減少により、農業委員会も廃止となった。市街化区域に指定されたことで税金が高く、農業だけの収入ではやっていけない。今年の収穫で戸田市内の稲作は、笹目東小学校で作っている稲をのぞき、最後となったと聞いている。
- ・貸出農園はたくさんの市民が参加し、工夫して収穫をしている。そこでは、経験を交流し合ったり、お付き合いが始まることもある。また、市内には自分の庭先で路地販売を行っている方もいるようだ。
- ・新しい取り組みとして、市内の農家が協力して、市内の小学校に戸田市で採れた野菜を使って「けんちんうどん」を11月の給食に出した。子どもたちも、どこで採れた、誰がつくったという話には興味をもつ。
- ・市内の保育園や幼稚園児が、農家の協力を得て芋堀を体験したり、畑を借りて農作業の体験などを行っている。
- ・11月の「とだ農の秋祭り」では、11店舗出店し完売した。産直野菜の人気は高い。

## 2 食育に関する「キーワード」

---

食への意識・関心の低下	食に関する知識	食の情報の選択
子どもへの教育	食への感謝	ゴミの問題
地産地消	旬の食材	食品の安全
食を通じた世代間のコミュニケーション		

## 3 望ましい姿（目標）

---

- 食べることを習慣化する。
- 子どもも大人も「食」に興味をもつ。
- 食品や栄養（健康）情報について、自分で判断する力をつける。
- 家庭で親が子どもに対し、食の文化や伝統を伝える。
- 地域の中で、子育てにゆとりの出た世代が、子育て世代などを支援する。
- 「食」への関心や興味を高める学習や体験の場をつくる。
- どんなものでも、安心して食べられる社会をつくる。

## 4 市民会議からの提案

### 提案1

#### 市民が食育を様々な場で学習したり、体験できる場を増やす

##### 提案理由

興味のある人たちだけでなく、市民全員が様々な場で学習できる機会を提供するとともに、活発な広報活動をしてほしい。

特に、子どもについては、保育園や幼稚園、学校教育など義務教育の場で、子どもたちすべてに行き渡る食育を推進していただきたい。良い取り組みの事例は、市内の学校すべてに広げていけるような体制をつくれるとよい。子どもたちは、食べることも、作ることも好きである。小さいうちから、食べることを習慣づけたり、自分で食べるものを調理する基礎部分を育てていきたい。

##### 具体的アイデア

- ①日本地図、埼玉県地図等を使ったクイズ形式の「食材・産地当て」「郷土料理当て」など、楽しみながら学習できる教材を工夫して、家庭や学校で活用する
- ②市内の農家、八百屋さん、肉屋さん、レストランなど地域の資源を活用した講座の開催
- ③市民の関心を高めるために、自慢料理や品評会などの食のコンクールの開催
- ④市民主体で講座を企画し、運営する
- ⑤食べる・遊ぶが一体となった一日農業体験などの企画（姉妹都市などとの連携）

### 提案2

#### 食を通じたいろいろな交流の機会をつくる

##### 提案理由

一緒に食べることで人づきあいが始まり、そこで悩みを相談したり、情報交換ができるなど、関係が深まり、そこから連帯感が生まれることもある。食を通じてコミュニケーションが円滑になり、場や地域が活性化するきっかけになる。

##### 具体的アイデア

食のイベントの開催（焼いも大会、山東菜の漬物づくりなど）

### 提案3

## 食育ボランティアの養成や登録、活用のシステムをつくる

### 提案理由

市民がもっているさまざまな能力や経験をお互いに教え合えるシステムがあるとよい。また、そういった活動を支援していくことが大切である。

### 具体的アイデア

- ①戸田市独自の食のボランティア講師のリスト化
- ②ボランティアが、学校などにも参加しやすい仕組みをつくる

### 提案4

## 農地を残し、市民が地元で農業を体験できる場として、活用できるように、行政も支援する体制をつくる

### 提案理由

市内に食物を生産する農地があることは、市民生活にとっても大変意義あるものとする。

例えば・・・食品の知識や興味を高めるきっかけになる

生産者の顔がみえることで、食品が安全であると確認できる

食べ物への感謝の気持ちを育てることができる

旬を知ることができる

など

市内でも一坪農園の人気があると聞くし、市民が近隣市まで出向き、農業を楽しむ人もいると聞く。

### 具体的アイデア

有料の農業指導と制度への補助（農家が農業を教えて、作物を買い取るという仕組みで生産緑地を活用する取り組みも他市ではあるらしい。）

## 5 戸田市食育推進計画市民会議の内容

会議名	開催日	参加委員数	議 題
第1回	平成21年9月4日（金）	12名	(1) 市民会議概要説明 (2) 自己紹介 (3) 食育推進計画討議
第2回	平成21年10月13日（火）	9名	(1) 第1回戸田市食育推進計画 市民会議の意見結果について (2) 戸田市食育推進の展望
第3回	平成21年11月12日（木）	10名	(1) 食育の現状について (2) グループワーク
第4回	平成21年12月15日（火）	11名	(1) 市民会議のまとめについて (2) その他
第5回	平成22年1月19日（火）	13名	(1) 市民会議のまとめについて (2) その他

※開催場所は戸田市役所5階大会議室（午後7時から午後9時まで）

## 6 委員名簿

リ ー ダ ー	青 塚 和 子	委 員	渋谷 久美子
サブリーダー	遠 藤 孝 一	委 員	新 垣 美保子
委 員	石 塚 忠 雄	委 員	永 井 純 子
委 員	伊 藤 徳 子	委 員	野 島 行 子
委 員	栗 原 道 子	委 員	松 田 素 子
委 員	小松原 直 子	委 員	村 上 執 子
委 員	篠 原 博	オブザーバー	峯 岸 延 光

※名簿はあいうえお順とする。

## 8 戸田市食育推進検討委員会報告書

平成21年度

# 戸田市食育推進検討委員会 報 告 書

～ 戸田市の食育を支える栄養士 ～

平成22年 3 月

※これは報告書の「提言にあたり」及び「I 会議報告書（P1～P12）」を抜粋したものです

## 【提言にあたり】

# 戸田市食育推進検討委員会について

戸田市食育推進検討委員会は、平成23年3月の計画策定に向け、戸田市の「食」の現状と課題、計画の基本方針について検討するために会議を発足いたしました。

委員は、妊娠期から乳幼児期、学童・青年期を経て、成人・高齢期までの食事や食育推進に携わるさまざまな部門の栄養関係職員から構成され、それぞれの仕事の内容や、委員が仕事を通じて感じている戸田市民の食の問題について6回の会議の中で話し合ってきました。

計画策定に向けては、「食育基本法」「食育推進基本計画」「埼玉県食育推進計画」「戸田市健康増進計画」の学習にも取り組み、少しずつ計画策定のイメージと自分たちの仕事のつながりも見えてきたところです。

戸田市の食育推進計画の策定過程や計画の実践の中で、庁内の各部署の横の連携や市民、民間団体との協力・連携が進んでいくことを願っております。

そして、その中核の役割を私たちが担っていきたいと考えています。

戸田市食育推進検討委員会 委員一同

## 1 戸田市の食の現状と課題

### ■妊婦・乳幼児の現状（健康推進室 親子保健担当）

#### 業務内容

母親学級や乳幼児健診で、食事記録や生活リズムの記録をもとに、栄養に関する相談や助言を行っている。また、前期・後期の離乳食学級や親子ふれあい広場（学童保育の場で開設されている親子が交流する場）で、子どもの食事の講話を行っている。

#### 妊婦・乳幼児の現状

- ・ 離乳食学級や育児相談の参加者も多く、電話等の相談も多い。この時期の親の「食」への関心は高い。
- ・ 子どもへの食に対する関心は高いが、実際の離乳食の進み具合は遅い。
- ・ 親が食べているものと、子どもの食事の関係は大きく、親の食の状況が、子どもの食事に与える影響は大きい。

#### 戸田市民の食の問題点及び課題

- ・ 子どもへの食事や栄養への関心は高いが、情報などをうまく生活に取り込めていない。
- ・ 子どもへの食事については、親を教育することが必要である。
- ・ 乳幼児健診で食事の内容をみると、食べてはいるが、内容に問題のある食べ方（栄養のバランスなど）の人たちが多くいる。
- ・ 食事と食べること、噛むことはとても関係が深い。歯科保健も食育とともに推進することが大切である。

## ■保育園の現状（保育幼稚園課）

### 業務内容

就学前の施設として、公立保育園8園 私立保育園8園 私立幼稚園10園があるが、食育の現状を把握できているのは、公立保育園の取り組みである。栄養士は献立の作成やファミリーサポートセンターの講師を務めている。

（私立保育園の現状は詳しく把握していないが、独自のユニークな活動も保育だよりなどからうかがえる。幼稚園については、把握されていない。）

### 公立保育園での取り組み

- ・公立保育園では、保育士の「健康研究会」の中で、年に数回食育勉強会をもち、「保育計画」に基づき園ぐるみで食育に取り組んでいる。「保育計画」の中で年齢ごとのプログラムがあり、作物の収穫や調理保育、食事の準備やあいさつなど、体験しながら学んでいる。
- ・食育の取り組みは各園独自に行われており、食育ボードの掲示や、食育絵本の貸出、また、保育参観にクッキング保育をドッキングさせるなどして、親への支援も行っている。（保護者に好評で、出席率も良い。）

### 戸田市民の食の問題点及び課題

- ・親の食事と子どもの食事のかかわりは深く、親が朝食を摂らないと子どもも摂らない傾向がある。
- ・朝食の欠食は、低年齢化している。
- ・離乳食を始めないまま、入園してくる子もいる。
- ・家庭での栄養のバランスや食事の内容に問題のある子もいる。

## ■学校給食の現状

### 業務内容

小学校12校・中学校6校で、給食センター方式と単独校方式で給食を提供し、9名の栄養士が働いている。半数の小学校に学校栄養士が配置され安全でおいしい給食を提供している。

平成21年度からは、各学校で「食育指導計画」を作成し、学校により様々な取り組みが行われている。

また、学校栄養士、給食主任、調理師などが定期的に献立会議等を行い、学校給食の充実を図っている。さらに食材については、地産地消の推進として、埼玉県産の食材をなるべく使用するよう努力しており、11月の「彩の国ふるさと学校給食月間」では、市内の農家の協力を得て、戸田市産の野菜を使用している。

### 学校での具体的取り組み事例

- |                |                        |
|----------------|------------------------|
| ・ 毎月食育の目標の設定   | ・ 食育朝会                 |
| ・ 食育だよりの発行     | ・ 米飯給食の推進              |
| ・ 給食委員会の残菜調査   | ・ 給食室の探検               |
| ・ 野菜の皮むき等体験学習  | ・ 世界や日本の郷土料理の体験        |
| ・ 保護者とのふれあい給食会 | ・ 地域の八百屋さんや農家の方を招いての学習 |

## 戸田市民の食の問題点及び課題

- ・子どもの生活は、学校と家庭が基本であるが、家庭については、食や栄養に関心のない保護者もあり、そういう人たちへの働きかけが難しいと感じる。
- ・学校においても、学校ごとの取り組みや、担任の教師によって、取り組み方にはばらつきがあり、戸田市全体や学校全体の取り組みが必要である。
- ・学校の「食育指導計画」や各校の「学校給食年間指導計画」と、今後策定される「戸田市食育推進計画」の整合性を図る必要がある。
- ・給食で嫌いなものが食べられるようになったとの声は聞かれるが、家庭での食事の工夫がみえてこない。
- ・給食で出るようなメニューや食材をもっと家庭でも取り入れてほしい。
- ・朝食を食べていないために、昼までに空腹を訴える子がいる。(午前中の勉強に支障がでている。)
- ・親からは、準備しても食べないという声も聞かれる。
- ・食事のマナー（食器の配置や箸の持ち方）ができていない子が多い。
- ・食物アレルギーの申請数が増えてきている。(内容も細かくなっていると感じる。)
- ・食材（野菜、魚）の元の形・姿を知らない子が多い。

## ■成人・高齢者の現状

### 業務内容

30歳以上の市民に、食生活習慣の改善、運動習慣の確立を目指した健康教育事業を実施している。具体的には、メタボリックシンドロームの予防、解消のための教室や、転倒予防として食生活の講話や骨量測定の実施を行っている。また、出前講座として、食事や運動、健康の話を、土日や夜間についても要望にかなうように出かけて、市民への健康教育を実施している。

一方、メタボリックシンドロームや糖尿病などの生活習慣病の人や、健康診断で異常のある人に対しては、医師の診断の下で、個別に栄養指導を行っている。また、介護老人保健施設や軽費老人ホームなどの施設を利用する市民に対し、栄養バランスのとれた食事を提供し、個別に栄養管理を行っている。

### 成人・高齢者の現状

健康教育に参加される方は、食生活に関心を持っている人が多く、健康的な生活に心掛けている人が多い。また参加後は、食生活を見直している。

高齢者の中でも、特に元気な65歳以上の方では、家庭で調理したもので、多品目の食品を食べている傾向がある。また、そういう方たちは、積極的に教室などにも参加している。

介護老人保健施設の利用者の大多数が、糖尿病や高血圧等の基礎疾患を有し、その多くは脳血管疾患を患っている。最近では、若年齢の利用者も増えている。

また、利用者の中には、義歯の不具合や口腔機能の低下により、食事摂取の困難な人もおり、食事内容や形態を個人の体の状態に合わせて提供している。

## 戸田市民の食の問題点及び課題

- ・働き盛りの男性（20代・30代）は、朝食の欠食率が高い。
- ・長年積み重ねた食生活の習慣を変えることは難しい。
- ・食に関して情報量が多い時代であり、誤った情報や自分には適さない情報を鵜呑みにする傾向がある。ゆえに生活の身近な場で、情報を周知することが必要である。
- ・食品や食材の選ぶ力や、市販品を上手に利用する力をつける。
- ・高齢者の中には、低栄養、脱水の問題がある。
- ・在宅の要支援・要介護高齢者や単身高齢者の食状況については、栄養士が現状を把握できていないので、庁内関係部署との連携が必要である。

## 2 戸田市食育推進計画案について

戸田市の食育を推進していく上での基本スローガンを、『生きる力を育む』とした。

健康な身体をつくることはもちろんのこと、毎日の生活の中で欠かすことができない「食」は、まさに生きることそのものであるともいえる。自分の「食」について考え学習することや、よりよい食生活に改善していこうとすることは、生きる力を育てることにつながると考えた。特に、戸田市は子どもの多い街である。育ち盛りの子どもにとって、食事や栄養の問題は、長い一生に影響を与える土台でもあるので、知育、徳育、体育と同様に、生きることを支える教育の一環として、位置付けていきたい。

そして、具体的な基本方針として、以下の5つの視点から考えた。

### 1 食への興味・関心の向上

- さまざまな場（コンビニ、駅、郵便局など）を使って、情報発信をする。
- レクリエーション的に体験できる場を増やす。
- 全ての世代が食について学習できる場を提供する。

### 2 健康を支える食生活

- 自分の食生活の現状（問題点）を知り、見直すことが大切である。
- 自分の食事の適量を理解し、自分で食物（食事）を用意できる力を養う。
- 食生活から、生活リズムも一緒に見直す。

### 3 心を育む食生活

- 食卓を囲んでのコミュニケーションがとれる機会を増やす。
- 一緒に食卓を囲むだけでなく、同じものを食べて、共感し合える経験を増やす。
- 食べるという行為だけでなく、そこから学ぶ食の礼儀（挨拶、態度、食べ方）を伝える。

### 4 食のルーツを知る

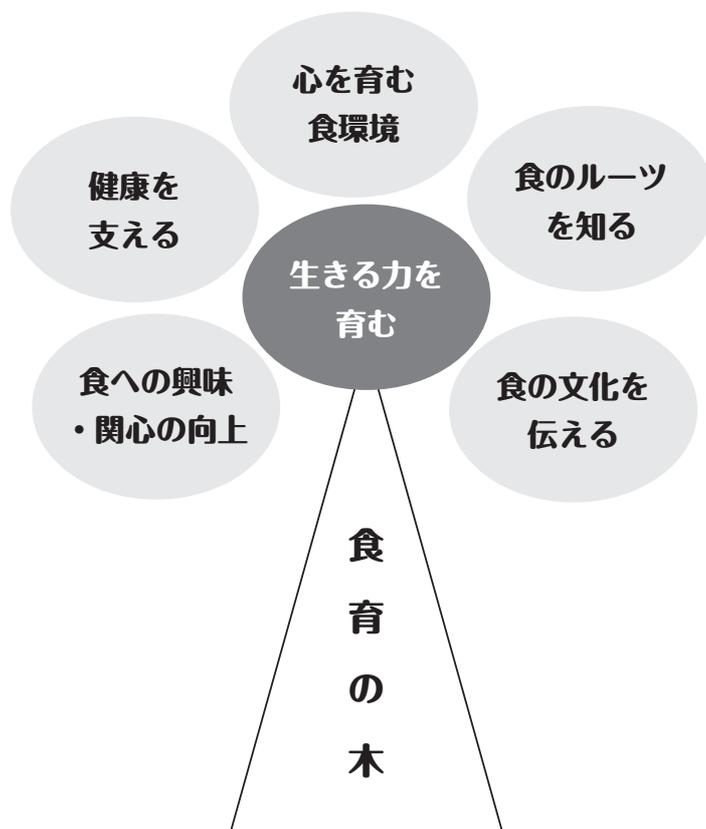
- 生産から消費の流れを学ぶことで、できる限りの地産地消・旬産旬消を心がける。
- 誰もが簡単に確認できる産地表示を推進する。

### 5 食の文化を伝える

- 食のマナーを覚える（箸の持ち方、食器の並べ方など）。
- 日本型の食事・行事食を伝える。日本の郷土食の再発見。

## 戸田市食育推進計画イメージ図

戸田市食育推進計画という大きな「木」の幹から、様々な分野の食育活動を「枝」「葉」に見立て、戸田市全体に広がっていけるようイメージした。



### 3 戸田市食育推進検討委員会からの提案

<b>提案1</b>
行政、市民、民間団体が、全体で取り組む食育推進活動のもとになる計画を策定していく。
<b>提案2</b>
市内で行われている様々な食育の取り組みで交流を深め、意見交換する場をもち、積極的な活動を他にも広げていける仕組みをつくる。
<b>提案3</b>
病気になる前の、健康な時期への働きかけを企画する。 具体的には、若い人たちへの認知症予防講座や子どもをターゲットにした取り組みを行う。
<b>提案4</b>
大手の市内スーパーや商工会、JA などとの連携を行う。
<b>提案5</b>
戸田市内の限られた農地の積極的な活用を推進する（市民の農体験の場）。
<b>提案6</b>
食育のPRとして、キャラクターやポスター、標語の募集を行う。

#### 4 戸田市食育推進検討委員会会議の内容

会議名	開催日	参加委員数	議 題
第1回	平成21年7月24日（金）	7名	(1) 食育推進計画策定スケジュールについて (2) 食育推進検討委員会の役割 (3) 戸田市の現状と課題について
第2回	平成21年9月2日（水）	8名	(1) 戸田市の食の現状と課題について (2) 戸田市食育推進の展望
第3回	平成21年10月6日（火）	8名	(1) 食育基本法、食育推進基本計画等の学習 (2) 戸田市食育推進の展望
第4回	平成21年11月6日（金）	6名	(1) 戸田市食育推進計画の基本理念・方針について (2) 戸田市食育推進計画の展望
第5回	平成21年12月18日（金）	7名	(1) 食育推進検討委員会会議のまとめについて
第6回	平成22年2月5日（金）	7名	(1) 食育推進検討委員会会議のまとめについて

#### 5 委員名簿

No.	所 属	職 名	氏 名
1	医療保健センター 健康推進室	課長	松 山 由 紀
2	医療保健センター 健康推進室	主幹	倉 住 紀 子
3	医療保健センター 健康推進室	主査	岡 本 由 紀
4	医療保健センター 健康推進室	主事	永 井 智 子
5	医療保健センター 介護老人保健施設	主事	宮 本 由香里
6	こども青少年部 保育幼稚園課	主任	渡 邊 優 子
7	教育委員会事務局 学校給食課	主事	長谷川 瑞 穂
8	戸田市立芦原小学校	栄養職員	伊豆田 真 希

**みんなでつなく食育のまちとだ**

戸田市食育推進計画

平成23年3月発行

発行者 戸田市

印刷 関東図書株式会社

